補足

CALIFORNIA 州総選挙

2014年11月4日、火曜日

本ガイドは第 1 版有権者公式情報ガイドの補足です。本補足には第 1 版投票ガイドが印刷された後に投票用紙に追加された提案 1 についての情報が記載されています。

★ 公式投票情報ガイド ★

正確性の証明

私、California 州務長官 Debra Bowen は、
本ガイドが法に準拠して作成されたことをここに証明します。
2014 年 9 月 12 日付け、California 州 Sacramento において署名し、州印章をもって証明します。

Debra Bowen
州務長官

投票所は選挙日の午前7時から午後8時まで開いています

補足

州務長官

有権者の皆様へ、

先ごろ、11月4日に行われる総選挙の**有権者公式情報ガイド**をお送りしました。議会による法案を投票用紙に記載する最終日は6月26日でした。その最終日から、議会および州知事は投票用紙に提案1を追加しました。私のチームは、有権者の皆様が追加投票法案について決定する際に必要な情報を提供するために、**補足有権者公式情報ガイド**を作成しました。

今回の選挙には州の投票情報ガイド2つのほかに、郡の投票用紙見本案内冊子がありますが、同日に配達されないかもしれません。投票用紙に記載されている州全体の法案6件について学ばれるようにお勧めいたします。

お住まいの群の投票用紙見本案内冊子には、その地域の候補者と法案に関する情報が記載されています。皆様の有権者登録の確認、投票所の所在地、郵便投票用紙の配達確認などの詳細情報については、*www.sos.ca.gov/elections*をご覧になるか、または電話番号
(800) 339-2865までお問い合わせください。

登録された有権者には誰でも、郵便投票または投票所での投票という2つの選択肢があります。お住まいの郡の選挙事務所に郵便投票用紙の申し込みを要請できる最終日は10月28日です。選挙日、投票所は午前7時から午後8時まで開いています。

この第2版投票ガイドには、法務長官 Kamala D. Harrisにより作成された州投票法案の表題とまとめ、立法の分析家 Mac Taylorにより作成された追加投票法案の表題および要約、立法の分析家により作成された投票法案の公正な分析および納税者への潜在的費用、賛成者および対抗者により作成された投票法案の論議、立法弁護士Diane F. Boyer-Vineにより作成された提案された法律の全文、およびその他役に立つ情報が記載されています。このガイドは、州印刷担当官 David Gerald “Jerry” Hillの監督下で印刷されました。

目次

早見ガイド 5

提案

1 水公債。水質、給水、水処理、貯水計画への資金提供 6

州公債負債の概要 12

提案された法律の全文 14

有権者権利章典 31

情報ページ

投票所の検索 4
投票方法 4
補足投票ガイド 5
オンラインリソース 5
州全体の候補者および投票法案への上位献金者 5
California州の選挙 28
選挙手続き：最高裁判所裁判官 29
郡選挙事務所 30

投票権に関する詳細情報は、このガイドの 31 ページを参照してください。

有権者登録

有権者が氏名、自宅住所、郵便住所の変更を希望する場合、あるいは政党の変更あるいは選択を希望する場合は、有権者登録情報を更新する責任があります。

RegisterToVote.ca.gov のオンライン用紙をご利用いただけば有権者登録はこれまでになく簡単です。有権者登録の申込書は、ほとんどの郵便局、図書館、市および郡の役所、およびCalifornia州務長官事事務所でご入手いただけます。

投票所の検索

投票所は郡選挙事務所により開設されます。選挙日の数週間前にお住まいの郡の投票用紙見本案内冊子を受け取られたら、冊子の裏表紙に記載されている、ご自分の投票所をご確認ください。

2014 年 10 月 20 日以降に新住所に転居した場合は、以前の投票所で投票できます。

多くの郡選挙事務所はウェブサイトや電話番号で投票所の検索支援を行っています。詳細情報は、州務長官のウェブサイト *www.sos.ca.gov/elections/find-polling-place.htm* をご覧になるか、またはフリーダイヤルの有権者ホットライン (800) 339-2865 までお問い合わせください。

選挙日の投票時間は午前 7 時から午後 8 時までです。 投票所で午後 8 時前に列に入った場合は、投票することができます。

お名前が投票所の有権者リストに記載されていない場合でも、暫定投票用紙での投票権があります。暫定投票用紙は正規の投票用紙に似ていますが、特別の封筒に入れます。暫定投票用紙は、投票された郡で有権者登録されたことが確認され、既に投票されていなければ、有効となります。

投票者登録した郡のどの投票所でも暫定投票用紙で投票できます。

投票方法

投票には二つの選択肢があります。お住まいの郡の投票所にて投票するか、または郵便投票をすることができます。投票用紙に記載されている選挙論争項目のすべてに投票する必要はありません。投票は、投票された選挙論争項目のそれぞれに数えられます。有権者についての詳細情報は、このガイドの 31 ページを参照してください。

選挙日に投票所で投票する

投票所に到着すると、投票所係員があなたの氏名をたずね、その投票所に対して登録済みの投票者であることを確認します。名簿のご自分の名前の横に署名をすると、投票所係員があなたの郡が利用する投票システムに応じて、紙の投票用紙、特定パスコード、またはコンピューターメモリーカードを渡します。個人の投票記入所に入って投票を始めます。

投票所係員が投票のお手伝いをします。投票用紙の記入方法をよくご存知なければ、投票所係員の指示を求めてください。投票用紙に誤って記入した場合は、投票所係員に訂正方法をたずねるか、投票用紙に改めてやり直す方法をお聞きください。

州および連邦法によって、身体障害のある投票者が投票所を利用できるようにすることが義務付けられています。投票所で働く係員は全員、平等なアクセスを保証する方針と手続きを妥当に変更するための必要事項を含む、選挙法および有権者の権利についてのトレーニングを受けています。

郵便で投票する

郵便投票用紙の選択に印を付けてから、それを郡選挙事務局から支給された封筒に入れて封をします。封筒の外側の指定欄に署名します。最終日までに確実に配達されるには、投票用紙を以下のように返却してください：

- 郵便投票の場合は、選挙日の午後8時までにお住まいの郡選挙事務所が投票用紙を受理する。消印は有効でないので、選挙日の数日前には投票用紙を郵送してください。
- 直接投票の場合は、選挙日の午後8時.までにお住まいの郡選挙事務所、またはいずれかの投票所に持参してください。

郵便投票用紙を受け取った後でも、選挙日に投票所で投票できます。郵便投票用紙を投票所に持参して投票所係員に渡していただければ、投票所の投票用紙と交換します。郵便投票用紙をお持ちでない場合は、暫定投票用紙で投票することができます。

早見ガイド

提案 1　水公債。水質、給水、水処理、貯水計画への資金提供。

要約

議会により投票用紙に記載

地表水及び地下水の貯蔵、生態系と流域の保護及び復活、飲料水保護など、州の給水基幹施設プロジェクトのための、75 億 4500 万ドルの一般保証公債を認可する。財政的衝撃：増額した州公債の経費は 40 年に渡り年間平均 3 億 6000 万ドルかかる。水関連のプロジェクトにおける地方政府の経費削減額は、今後数十年にわたり年間平均数億ドルとなる可能性がある。

投票の意味

賛成 本法案に賛成票を投じる意味：州は追加一般義務公債で 71 億ドルを売却できると同様に、過去に有権者がリソース関連使用に承認した 4 億 2,500 万ドルを未売却一般義務公債に変更してさまざまな水関連プログラムに基金供給できます。

反対 本法案に反対票を投じる意味：州はさまざまな水関連プログラムに基金供給するために、追加一般義務公債の 71 億ドルを売却できませんでした。さらに、未売却一般義務公債の 4 億 2,500 万ドルは過去に、有権者によって承認されたように、リソース関連に使用されていくでしょう。

論議

賛成 提案 1 は特に干ばつのときに農業やビジネス、コミュニティに信頼ある給水を提供します。提案は経済成長を支援し、環境を保護します。その経済責任は州総合水計画によって導かれ、増税をしません。民主党および共和党の同意：提案 1 に賛成票を投じてください！

反対 California は提案 1 の間違った支出をする余裕などありません。本提案は干ばつ被害の救済や地域の水自給自足改善にほとんど役立ちません。それどころか、河川を脅かします。民間水道会社の利用者はダムの費用を支払わないので、納税者も支払うべきではありません。提案 1 は学校や医療、公道および公共安全の基金を枯渇させてしまいます。反対票を投じてください！

追加情報

賛成

Tom Willis
Yes on Propositions 1 and 2
2355 Broadway #407
Oakland, CA 94612
(510) 210-5001
INFO@YesonProps1and2.com
YesonProps1and2.com

反対

提案 1 に反対票を
(209) 475-9663
info@NoonProp1.org
www.NoonProp1.org

補足投票ガイド

本ガイドには第1版投票ガイドを印刷した後に投票用紙に追加された提案1についての情報が記載されて います。

次の州務長官のウェブサイトをご覧ください：

- 選挙運動献金と議案通過運動をリサーチ
  http://cal-access.sos.ca.gov
- 本投票ガイドを他の言語で表示
  www.voterguide.sos.ca.gov
- 選挙日の投票所を検索
  www.sos.ca.gov/elections/find-polling-place.htm
- 郵便投票の投票用紙に関する情報を取得
  www.sos.ca.gov/elections/elections_m.htm
- 初めての投票権者にとって役立つ情報を閲覧
  www.sos.ca.gov/elections/new-voter
- 投票所が閉まった後、選挙日にライブで選挙結果を閲覧
  http://vote.sos.ca.gov

州全体の候補者および投票法案への上位貢献者

委員会が投票法案または候補者に賛成または反対し、少なくとも 100 万ドル の基金調達をした場合は、委員会は上位 10 番までの貢献者を California 州公正政治実践委員会（FPPC）に報告しなければなりません。委員会は上位 10 番までの貢献者の変更があった場合は更新しなければなりません。これらリストは FPPC ウェブサイト *www.fppc.ca.gov/top10Nov2014* または *www.fppc.ca.gov/candidateNov2014* でご覧いただけます。

提案 1　水公債。水質、給水、水処理、貯水計画への資金提供。

法務長官が作成した　　公式名称と要約

水公債。水質、給水、水処理、貯水計画への資金提供。

- 表面水および地下水の貯水、生態系と流域保護及び復活、飲料水保護、給水管理、水再利用、最新水処理技術、治水といった、州の給水インフラ構造プロジェクトに対する一般保証公債における 71 億 2000 万ドルを承認。
- 以前の同目的の水公債条例から承認された未使用公債の 4 億 2500 万ドルの再割り当て。
- 公債の返済は一般財源から割り当てる。
- 特定のプロジェクトには、公債基金を受けるにあたり、州以外の資金源から見合い金を提供することを義務付ける。

立法分析者による州政府及び地方自治体の財政的影響の見積もりの要約：

- 増額した州公債の返済は今後 40 年に渡り年間平均 3 億 6000 万ドルかかる。
- 水計画に関連した地方政府の経費削減額は、今後数十年にわたり年間平均数億ドルとなる可能性がある。

州公債費用見積もり	
借入許可額	71 億ドル
年次平均公債返済額	3 億 6,000 万ドル
返済予想期間	40 年
返済資源	一般税収

AB 1471（提案 1）に関する州議会による最終投票
（第 188 章、2014 年法令）

上院：	賛成 37	反対 0
下院：	賛成 77	反対 2

立法部の分析家による分析

経歴

California州の水源。州の水源の大半は河川で、そのほとんどはシエラネバダ山脈の雪解け水である。地下から得る水（以下、「地下水」）は州の水利用のおよそ1/3をなし、渇水年にはさらに大きく依存する。州の他の水源として、雨水の貯留、廃水の再利用（水のリサイクル）、海水から塩分の除去（脱塩）などがあるが、わずかである。

州の水の必要性を満たす。California州に清浄水を提供すると共に環境を保護することはいくつかの重要課題が提示される。まず、水はいつも必要な場所にあるというものではない。例えば、北Californiaの水は　セントラル・バレーの農場やSan Francisco湾岸地帯や南Californiaの人口の重心など州の他の地域に運ばれる。第二に、入手可能な水量は年によって大きく変わる。よって、入手できる水量が少ない渇水年には州全体の市民に水を提供することは困難なこともある。これは、州及び連邦法で規定の通り、湿地などの自然生息地の絶滅危惧種を維持するために必要な水を提供することも含まれる。しかし、降水量が多い年には特に、セントラル・バレーなどでは洪水を経験することがある。第三に、水が汚染されることがあり、飲料水や農作物のかんがい、魚類生息環境には適さない。第四に、州の一部のウォーターシステムが自然の生息環境に影響を与える。例えば、飲料水やかんがい用の水をさらに多く提供することによって魚類が使用する水が減っている。

これらの課題に対応するために、Californiaはさまざまなプロジェクトを企画している。州全体に飲料水や、農業で使用する水を提供するために、自然河川のほかに、パイプライン、ポンプ場、用

水路などを利用するプロジェクトもある。これらのプロジェクトは水が必要なときのために水をせき止める、ダムなどの貯水なども含む。州の水に関する課題を満たすその他のプロジェクトには、飲料水や廃水から汚染物質を除去する水処理工場、嵐の流出水を浄化するシステム、洪水予防のための堤防の建築などがある。

環境とウォーターシステムは関連している。州のウォーターシステムと環境はさまざまな方法で関連している。上で述べたように、かんがいや飲料水の使用は魚類や野生生物が使用する自然の生息地に影響する。自然生息地へのこれらの影響は汚染によってさらに悪化し、魚類や野生生物、さらには人々のための水質に害を与える。州は自然生息地や水質の改善のためにさまざまな対応策を取っている。その対応策のひとつには自生植物や動物を再導入して分水界（ある水域に流れ出る土地）を回復することがある。州は魚種が必要とするときにも河川に水を提供している。

ウォーターシステムの政府の任務。州や連邦、地方政府は汚染されていない、信頼ある水を提供するという重要な役割を担っている。州の水計画に関するほとんどの出費は水道区、市、郡など地方レベルで行われている。この数年で、地方政府は給水や廃水処理のために年間およそ260億ドルを支出している。この支出のおよそ80パーセントは上下水道料金の納付人、個人によって支払われている。また、地方政府は政府基金、連邦基金、地方税など他の資源を使ってプロジェクトの支払いをしている。California州民のほとんどが公共水道機関から水の供給を受けているのに対して、州民のおよそ1/6は民間水道会社から供給を受けている。

州は(1) 州の水の節約、貯蔵、輸送、(2) 水質の保護、(3) 洪水管理、(4) 魚類や野生生物の保護のためにプログラムを実行している。州は直接消費のほか、地方政府や非営利組織、個人所有の水道会社への補助金やローン提供などでこれらプログラムをサポートしている。（連邦政府も同様のプログラムを実行している。）これら州のプログラムの資金提供は公債や手数料からもたらされる。2000年以来、有権者は水を含む、さまざまな環境目的に公債およそ200億ドルの支出を承認している。現在、およそ9億ドル（5パーセント）の公債が新プロジェクトに使用できる状態である。

提案

本法案はさまざまな水関連プログラムに総額75億ドルの義務公債を提供する。第一に、本法案は追加公債71億ドルの売却を許可する。第二に、本法案は、有権者が過去に、水及び環境のための使用に承認した、未売却公債4億2,500万ドルの使用を変更する。州は州の一般財源を使って、これらの公債を利子と共に返済する。（一般財源は州の主要な営業勘定で、州はこれを使用して教育、刑務所、医療、そのたのサービスに対する支払いを行う。）

基金の使用

図1（次のページ参照）及び以下の記述のように、公債法案は (1) 水供給の増加、(2) 分水界の保護と修復、(3) 水質の改善、(4) 洪水予防の強化のための資金を提供する。公債はさまざまなプロジェクトやプログラムのほか、地方政府や個人の水道会社、相互水道会社（水の利用者が所有する会社）、インディアン部族、非営利組織へのローンや補助金提供のために州の機関に提供する。

給水のための基金（42億ドル）。およそ42億ドルの基金が使用可能の水量を増やすために、給水改善を目的とするプロジェクトに使用されるであろう。具体的に、公債には次が含まれる。

- ***新規貯水プロジェクトに27億ドル。***公債には27億ドルが含まれ、ダムや、地下水を補給するプロジェクトを含む、新規貯水プロジェクトの費用の半分まで支払う。この基金は、生息地の修復、水質の改善、洪水の被害減少、緊急事態の対応、レクリエーションの改善を含む、貯水プロジェクトに関連する「公共の利得」に関連する費用に充てるためにのみ使用できる。地方政府と、貯水プロジェクトを頼りにするその他の事業体がプロジェクトの残りの費用を支払う責任を負う。これらの費用は一般的に、公共の利得に関係する（顧客に提供する水など）。
- ***地域水道プロジェクト8億1,000万ドル。***公債は、地方コミュニティが展開した特定の計画を含む、地域プロジェクト8億1,000万ドルも含む。これらプロジェクトの目的には給水改善のほか、魚類の生息地や洪水予防などのような利得を提供することがある。提供の金額は、市街地での嵐の流出水を管理するプロジェクトや計画、節水プロ

提案 1 の全文は 14 ページを参照

ジェクトやプログラムを含む、州全体の特定地域に5億1,000万ドル、特定タイプの給水に3億ドルを含む。

- ***水のリサイクルに7億2,500万ドル。*** 公債は、将来、使用できるように、廃水や海水を処理するプロジェクトへの7億2,500万ドルを含む。例えば、基金は新処理技術の検査、脱塩工場の建築、リサイクル水を供給するパイプの建築のために使用できる。

分水界の保護・修復のための基金（15億ドル）。 これらの基金は州内の分水界や生息地を保護・修復する目的のプロジェクトに使用する。この基金は、その土地の魚類や野生生物の絶滅危惧種をサポートする水域の修復、自然保護目的での土地購入、分水界の山火事リスク削減、野生生物をサポートするための水購入に使用できる。これらの基金は指定州内地域の分水界の修復に5億1,500万ドル（Sacramento-San Joaquin地帯デルタ[デルタ]の特定プロジェクトへの1億4,000万ドルを含む）と、環境修復のための州の特定公約の支払い4億7,500万ドルが含まれる。残りの基金は生息地や分水界を修復するプロジェクト（3億500万ドル）や、水購入など、河川の水流量を増すプロジェクト（2億ドル）への申込者が使用できる。

地下水と地上水の水質改善のための基金（14億ドル）。 公債には地下水と地上水の水質を改善するための14億ドルが含まれる。この基金の半分以上（8億ドル）は飲料水源になっている地下水の浄化や汚染防止のために使用する。残りの基金は(1) 汚染されていない飲料水入手の改善（2億6,000万ドル）、(2) 小規模コミュニティの廃水処理の支払援助（2億6,000万ドル）、(3) 地下水供給と水質管理のための計画を立て実行するために地方政府に補助金提供（1億ドル）のために使用する。

洪水予防のための基金（3億9,500万ドル）。 公債は洪水から州を守り、魚類や野生動物生息地を改善する、両方のプロジェクトに3億9,500万ドルを提供する。本基金の1億ドルは州内の洪水管理プロジェクトに使用できるが、2億9,500万ドルは

図 1
提案 1 公債基金の使用

（単位：100 万）	
給水	**$4,235**
• ダム及び地下水貯留 — 公共の利得に関係する費用分担	$2,700
• 水関係改善実現のための複数地域プロジェクト（雨水の保存と貯留を含む）。	810
• 脱塩を含む、水のリサイクル。	725
分水界保護・修復	**$1,495**
• 州内で指定されている地域の分水界修復と生息地保護。	$515
• 環境修復のための特定州公約。	475
• 申込者に公開の州全体修復プログラム。	305
• 河川の水流量を増すプロジェクト。	200
地下水と地上水の水質改善	**$1,420**
• 地下水汚染の予防と浄化。	$800
• 恵まれないコミュニティのための飲料水プロジェクト。	260
• 小規模コミュニティの汚水処理。	260
• 地下水管理の地方計画とプロジェクト。	100
洪水予防	**$395**
• デルタの堤防修理と改善。	$295
• 州内の洪水予防。	100
合計	**$7,545**

堤防の改善とデルタの洪水緊急対策のために確保してある。

基金割り当てと支出の要件

プロジェクトの選定方法。法案には特定プロジェクトがどのようにして公債基金を受け取るために選ばれるかについての条項がいくつか記載されている。California水道委員会は既存の州計画・規制エージェンシーで、貯水目的で提供された公債27億ドルをどの貯水プロジェクトに提供するかを決定する。委員会はこれらの基金を支出するために州の予算処理を通さなくても良い。法案で提供のその他の基金は、一般的に議会が州予算処理で毎年州機関に基金を割り当てる。議会は選定するプロジェクトやプログラムのタイプについてある程度の指図を州機関に提示できるが、法案では議会は特定プロジェクトに基金を割り当てることはできないと記載している。代わりに、州機関がプロジェクトを選定する。また、法案の基金はデルタの周りの水を移動するための用水路やトンネルを建築するためには使用できない。

見合い金（補助金）の要件。法案で供する基金75億ドルのうち、57億ドルは受取人（ほとんどの場合、地方政府）がプロジェクトをサポートするために基金を提供した場合のみ使用できる。この見合い金要件は法案が資金提供する給水と水質プロジェクトのみに適用される。見合い金の必須共有は一般的にプロジェクトの総費用の50パーセント以上であるが、場合によっては権利放棄や削減できる。

財政的影響

州政府への財政的影響。本法案は、州が義務公債を追加で投資家に売却して最高71億ドルまでの借用を許可し、投資家は州の一般税収を使って利子と共に返済される。(1) 公債の利率は平均5パーセントあまり、(2) 今後10年間の売却期間、(3) 30年間の返済期間が仮定される。***これらの過程に基づけば、公債返済のための納税者への負担は40年で平均約3億6,000万ドル***と見込まれる。この金額は州の既存一般財源予算の約1/3パーセントである。過去に承認された法案の未売却公債4億2,500万ドルを方向転換しても州の予想負債支払いを増やすことはできないと推測する。本法案がなくても、これらの公債は他のプロジェクトをサポートするために今後、売却されるだろうからだ。（州の公債使用、及び提案された公債法案の州予算への影響についての詳細は、本ガイドの「州公債負債の要約」をご覧ください。）

地方政府への財政的影響。地方の水道プロジェクトへの州公債基金の使用可能度は地方政府や主な水道機関が水道プロジェクトにどのくらい使うかに影響する。大抵の場合、州公債の使用可能度は地方の支出を削減する。例えば、このようなことは、州公債基金が、地方政府がプロジェクトに支出するであろう基金に置き換えられた場合に起きる。地方の貯蓄は、州の公債基金の使用可能度によって、能率を増大したり、水の購買量を減らすことができる新規水源を使用したりして運営費用を削減するプロジェクトを作るために地方政府に許可する場合にも起きる。

しかし、場合によっては、州公債基金は地方政府による水道プロジェクトへの支出を増大させる場合がある。例えば、公債基金の使用可能度は地方政府が作ったであろうプロジェクトよりも大きなものを作るように推奨するかもしれない。これらのプロジェクトは運営費用もさらに高い。

結局、本法案は水関係のプロジェクトで地方政府に貯蓄がもたらされると見込む。これらの貯蓄は、今後数十年にわたって年間平均数億ドルになる可能性がある。

それぞれの地方政府はさまざまな方法でこの貯蓄を使用できる。例えば、この貯蓄で他の新施設を建設したり既存施設を維持・修理したりに使用できる。あるいは、この貯蓄を使って将来の水道料金値上げを遅らせたり減らしたりして、料金を低くするために使用できる。州全体の貯蓄額は、地方政府が水に支出した総額に比較してどの年においても小額なので、ほとんどの納付者にとって料金への影響は小さい。

この選挙論争項目における
選挙運動献金に関する詳細は
***http://cal-access.sos.ca.gov* をご覧ください。**

提案 1 の全文は 14 ページを参照

提案 1　水公債。水質、給水、水処理、貯水計画への資金提供。

★　提案１の賛成意見　★

提案1に賛成することはひどい干ばつのときに農場やビジネスへの信頼ある給水を確保することであり、経済や環境をも保護することになる。

Californiaは複数年にわたる、ひどい干ばつで、水インフラも老化している。このような理由から、共和党員や民主党員、California中のリーダーがこの財務責任法案を投票用紙に掲載することをほとんど満場一致で団結した。

提案1への賛成は州の水総合計画をサポートする

• すべてのコミュニティに安全な飲料水を提供する • 貯水容量を拡大する • かんばつの年でも農場やビジネスが必要な水を確保する • 干ばつを管理し、干ばつの準備をする • 節水、水のリサイクルに投資し、地方の給水を改善する • 洪水予防を増大する • 地下水の洗浄に基金提供する • 汚染された河川を洗浄する • 魚類や野生生物のために環境を修復する 。

提案1への賛成は財務責任

提案1は増税をしない。破産させない重大なプロジェクトへの実質本位の投資で、未使用の公債から金銭を再割り当てして金銭をもっとうまく利用する。

提案1への賛成はCALIFORNIAの経済を成長させる

Californiaの経済は信頼ある給水による。提案1は将来の水を確保し、家族経営農場やビジネスの生産性を高め、貯水や水の配達、水処理に必要な新施設建設のためにCalifornia州民の仕事を与える。

提案1への賛成は既存の給水を守る

提案1は十分な雨水や積雪がない年に水を追加することによって、干ばつに対する重要なバッファーの役割を果たす、汚染地下水を洗浄する。

提案1は水のリサイクルや効率改善を拡大し、既存給水を最大限に活用する。

提案1は水が汚染されているコミュニティの飲料水清浄のための基金を提供する。

提案1への賛成は水が余分にあるときに貯水する

提案1はCaliforniaの課題となり続ける渇水年に向けて、豊水年に貯水できる貯水量を増大する新貯水施設に投資する。

提案1への賛成は環境を保護する

提案1はCaliforniaの河川や湖を汚染や汚濁から保護し、魚類や野生生物資源の修復を提供する。

提案1は年次監査や監視・公共開示を含む厳しい意説明義務の要件を含み、金銭の適切な支出を確保する。

提案1への賛成は次を含む、共和党員、民主党員、農業従事者、地方の水道事業者、事前保護グループ、ビジネス・コミュニティのリーダーがサポートする。

• 国会上院議員 Dianne Feinstein • 国会上院議員 Barbara Boxer • Audubon California • California 商工会議所 • デルタ郡連盟 • Los Angeles 地区商工会議所 • ダックスアンリミテッド • アメリカの川 • シリコンバレーリーダーシップグループ • Friant 水道局 • San Diego 水道局 • 南 California メトロポリタン水道区 • 天然資源保護議会 • 北 California 水道協会 • California 州建築物および建設商評議会 • California 水道局協会 • Fresno 灌漑区 • 西部生産者協会

Edmund G. Brown Jr.、州知事
Paul Wenger、会長
California 農業連合会
Mike Sweeney、California 局長
自然保護局

★　提案１の賛成意見に対する反論　★

提案1に反対投票を投じましょう。

Californiaの水利用効率を高めることに重点を置く代わりに、老化によって漏れるウォーターシステムの修理や地下水の浄化に取り組むべきである。提案1は代わりに、27億ドルの費用と利息でさらに多くのダム建設に重点を置いている。これらダムはCaliforniaの給水量をわずか「1パーセント」しか増やさず、数十年もの間使用できない。

遠い将来ではなく、今すぐに水を増やさなければならない。このためには、既存の供給システムをもっとうまく利用し、長期的な雇用をすぐに創出するなど、最も早く最も安価なことをしなければならない。

提案1は納税者にとって不公平である。水を利用して利得を得る人々がダムの支払いをしなければ、なぜわざわざ納税者がダムの負債を返済しなければならないのか。

提案1は干ばつ救済にはあまり役に立たず、地域の水の自給自足を推進せず、すでに水不足であるデルタエコシステムへの依存度を減らさない。

高価な新ダム建設は長引く干ばつと水量減少の時期に、TrinityやKlamath、Sacramento川からさらに多くの水の流れを変えるようにという圧力を増す。これらの河川はCaliforniaや西海岸全体にとって重要な、絶滅危惧サーモンの重要な生息地である。

提案1は：

- 河川やサーモンなど、環境に良くない。
- 干ばつが長引き、今すぐ水を必要としている状況で、必要な水を生み出さない。
- 納税者にとって不公平である。
- California住民にとって不利である。

私たちと共に、提案1に反対票を投じてください。

下院議員 **Wesley Chesbro**、
天然資源委員会議長
Adam Scow、California ディレクター
フード＆ウォーター・ウォッチ
Zeke Grader、エグゼクティブ・ディレクター
太平洋漁業協会連盟

本ページに印刷されている議論はそれぞれの著者の意見であり、公的機関による内容の正確性確認は行われていません。

提案 1　水公債。水質、給水、水処理、貯水計画への資金提供。

★　提案 1 への反対意見　★

提案 1 には水の保全、効率的な再利用・リサイクルのほか、分水界の修復などたくさんの良い点がありますが、深刻な問題点がCalifornia州民の利得を上回っている。

議会で可決され、州知事が署名した水道公債には魅力的な要素がたくさんあるが、最終的には本公債法案はCalifornia州民にとって悪いニュースである。

提案1のダム建設重視は間違いである。総額75億ドルの3分の 1 以上が表面貯留に割り当てられており、新ダムの建設はほぼ確実である。つまり、TrinityやKlamath、Sacramento川など北Californiaの河川からさらに多くの水の流れを変えるようにという圧力が増す。これによって、干ばつが長引いてひどくなり既存の積雪状態が著しく低下したときに大きな危険にさらされる。

さらに、27億ドルかけて建設した投機的新ダムは水を生産しない。生産性やコスト効率が高い、Californiaのダムサイトはすでに開発されている。提案1の新ダムプロジェクトはCaliforniaの給水総量をほんの1パーセント増すだけで、その建設費用は90億ドル近くになる。これらのダムは数十年もの間、使うことさえできない。

貯水プロジェクトの歴史的に大きな展開の中で、これら新ダムと貯水池の費用は州の一般財源から支払われ、Californiaの納税者は一般財源から年間5億ドルを浪費させるであろう公債の支払い責任を共有することになる。

これは、公正の問題である。1960年債権法、受益人が水道料金から州水道プロジェクトの費用を支払うように指示した。個人の水利用者が自分のプロジェクトの基金を提供しなければ、納税者が建設費用を引き受けて、将来、高値で水を購入すべきではない。納税者ではなく、受益人である個人の水利用者がこれらプロジェクトの費用を支払うべきである。

干ばつがひどくなると、California州民やCalifornia州沿岸地域の漁業への影響が増大する。北部河川は絶滅の危機にひんしている、絶滅危惧サーモンの最後の残存避難所の一部になっている。また、河川は西海岸上下、州全体にとって大切な魚類の産卵生息地になっている。この水道公債は北部海岸とCaliforniaの両方を短期で変える。

提案1では、貯水の金銭は中央および北部海岸地域には使用できない。これは主に、San JoaquinやSacramentoバレー、南Californiaなど州の限られた地形の住民への利得に対する貯蔵支出を制限する。

提案 1 への投資は、短期の干ばつ救済にあまり役に立たず、必要な地域の水の自給自足を適切に推進せず、すでに水不足であるデルタのエコシステムへの依存度を減らさないなどの理由から間違っている。貯水池が縮小し帯水層が崩壊しつつあることからも明らかなように、貯水量は雨量や積雪量を増やさない。

私たちと共に、提案1に反対票を投じてください。

下院議員 **Wesley Chesbro**、
天然資源委員会議長
Conner Everts、エグゼクティブ・ディレクター
南 California 分水界同盟
Barbara Barrigan-Parilla、エグゼクティブ・ディレクター
デルタ修復

★　提案 1 の反対意見に対する反論　★

提案1に賛成票を投じてください。

対抗者はこの水道公債を絶対的に必要とする事実を歪曲し、破壊的な干ばつを完全に無視している。

何十年もの間、政治家たちは水について言い争い、その間物事は悪化してきた。しかし、現在、真の解決策が間近にある。提案1は共和党員、民主党員、ビジネス、農業従事者、環境保護主義者、労働者、州全域の新聞の支援を得ている。満場一致の上院の投票を含む、両政党から圧倒的な支援を得ている。かつて、このようなことは起きたことがない。

California水プロジェクトが始まって以来、人口は2倍以上に膨らんでおり、歴史上最悪の干ばつに直面している。Californiaのウォーターシステムが壊れているなどと、誰も疑わない。これは解決しなければならないものである。

堤防は役に立たず、コミュニティは安全な飲料水を得ることができず、河川は枯渇し、農業従事者は被害を受けている。

提案1は財政的に堅実なものである。増税をしたり、人気取りプロジェクトの基金ではない。水質の向上や洪水管理、自然生息地の保護など公共の利得のためである。

提案1は政治家ではなく、科学者が作成したバランスの取れた計画を基に、正しい事柄に投資する。

貯水がキーポイントであり、この30年間新しい貯水施設を追加していない。提案1は費用効率が最も高い貯水プロジェクトだけに慎重に投資する。

州内の新聞は提案1を支援している。

これは「州内全域で利得を得られるように、水の基幹施設と水処理をうまく調和した投資である。」—*San Francisco Chronicle*新聞。

「問題解決に本当に役立つ、公債提案。」—*Modesto Bee*新聞。

提案1に賛成票を！

Edmund G. Brown Jr.、州知事

本項では州の公債負債について記述する。また、75 億ドルの水公債提案である提案 1 が州公債経費にどう影響するかについても説明する。

背景

公債とは。公債は政府および企業が金銭を借用するひとつの方法である。州政府は主に、計画や建設、基幹施設の改築などの支払いに公債を利用する。州は、これらのプロジェクトに「先行」資金を提供するために公債を投資家に売却し、ある期間にわたって利子を付けて投資家に返済することを約束する。州が基幹施設の基金供給をするために使用する公債には主に、一般義務公債（有権者の承認が義務付けられている）およびリース歳入公債（有権者の承認は義務付けられていない）の二つの種類がある。州の一般義務公債とリース歳入公債のほとんどは一般財源から返済される。一般財源は州の主な運営勘定で、州はこれを使用して教育、刑務所、医療、その他のサービスに対する支払いを行う。一般財源は主に、所得税収および消費税収によって支えられている。

公債の基金提供先およびその使用理由。州は通常、道路、教育施設、刑務所、公園、水関連プロジェクト、オフィスビルなどの公共基幹施設プロジェクトに基金を提供するために公債を使用する。州公債は、病院や退役軍人用住宅など、特定の民間基幹施設への財務を助けるためにも使用されてきた。公債を発行する主な理由は、通常、基幹施設が長年に渡ってサービスを提供するためである。従って、現在の納税者も将来の納税者もその支払いに貢献することが妥当である。また、これらのプロジェクトは多額の費用がかかるため、全額を一度に支払うことは困難である。

公債の融資費用。公債の売却後、州は公債を返済し終わるまで毎年支払いを行う。公債返済の年間費用は、主に利率と公債の返済をしなければならない期間によって決まる。州は通常、公債の返済を 30 年間に渡って行う（自宅所有者が住宅ローンの支払いをするのと同様）。借入額 1 ドルにつき利率が 5 パーセントであると仮定すると、州は典型的な 30 年の返済期間に 2 ドル近くを支払うことになる。その 2 ドルのうち、1 ドルは借入額の返済に使われ（元金）、1 ドル近くが利子に使われる。しかし、各公債の返済が 30 年全体に渡っているため、インフレ調整後の費用はそれより少なく、借入額 1 ドルにつき約 1.30 ドルになる。

基幹施設公債と州予算

一般財源負債額。州には約 870 億ドルの一般財源に裏付けされた、既発、つまり州が元利支払いを行っている、基幹施設公債がある。これは 760 億ドルの一般義務公債と、110 億ドルのリース歳入公債から成る。さらに、有権者と議会は、まだ売却されていない約 290 億ドルの承認済み一般義務公債及びリース歳入基幹施設公債を承認した。これらの公債のほとんどは、追加プロジェクトが資金を必要とするにつれ、今後売却されると見込まれる。

一般財源負債支払い。2013–14 年度において、一般財源からの基幹施設公債返済は、総額 50 億ドルを超える。すでに承認済みだが現在のところまだ売却されていない公債が市場に出回ると、既発公債負債費用は増加し、2019–20 年度には最高 70 億ドルを超える可能性が高い。

この選挙が負債支払いに与える影響。 この投票用紙に記載の水公債提案（提案 1）は、州が投資家に一般義務公債を売却することによりさらに 71 億ドル借り入れることを可能にする。これら公債の元利を返済するのに必要な金額、債務元利未払金は公債売却のタイミングと条件によって異なる。公債の 10 年間の発行期間と 30 年の返済期間を基に、5 パーセントあまりの利子を想定している。これらの想定を基に、予想平均年次一般財源費用は約 3 億 6,000 万ドルになると想定する。全体として、本法案によって必要となる債務返済総額は、公債返済期間の 40 年間で総額 144 億ドルと推定される。提案 1 は、有権者が過去の選挙で承認した未売却公債 4 億 2,500 万ドルを変えることになる。本法案がなければ、これら公債はいつかは売却され、他のリソース関連のプロジェクトに基金提供されるものと思われる。結果的に、これら公債基金の使用を変えることは州の財政的影響を増やすことにはならない。

この選挙が債務返済比率（DSR）に与える影響。 州の負債状況を示す一つの指標には、債務返済比率（DSR）がある。この比率は、州の年次一般財源歳入のうち、基幹施設公債に対する債務返済のために確保しておかなければならないために他の州プログラムに使用することができない部分を示す。図 1 に示すように、DSR は現在、年次一般財源歳入の 5 パーセントに迫っている。有権者が本投票用紙に記載の提案された水公債を承認しなければ、すでに承認を得ている公債に対する州の債務元利未払金は、2018–19 年の一般財源歳入の最高 6 パーセント未満に達し、その後低下すると予想する。有権者が本投票用紙に記載の提案された水公債を承認すれば、承認されなかった予想状況と比較して DSR は一分の三パーセント未満増えると予想する。州の今後の DSR は追加公債がその後の年で承認されれば、図に表示のものよりも高くなるであろう。

表 1

一般財源債務元利未払金比率

債務元利未払金に支出の一般財源歳入の割合

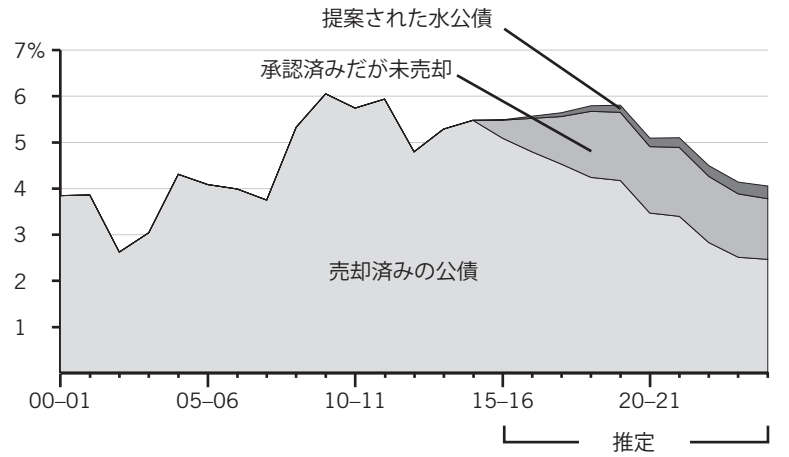

提案 1

2013 年～ 2014 年定期総会州下院議案 1471（第 188 章、2014 年度制定）により提案されたこの法律は、California 州憲法の条項第 XVI 条に従って州民に提出された。

提案された本法律は、公共資産法規および水道法規に項を追加するものであり、従って、追加される提案の新規条項は*斜体*で印字され、新規であることを示す。

提案された法律

第 1 項。公共資産法規第 5096.968 項を次の通りに追加する。

5096.968. その他の法律にかかわらず、本章目的で認可された未発行公債 1 億ドル（$100,000,000）は目的の融資のために再配分され、水道法規第 26.7 部門（第 79700 項から）に準拠して認可、発行、充当される。再配分の基金は本章の各公債割当から日割り計算で行われる。

第 2 項公共資産法規第 75089 項を次の通りに追加する。

75089. その他の法律にかかわらず、本章目的で認可された未発行公債 1 億 500 万ドル（$105,000,000）は目的の融資のために再配分され、水道法規第 26.7 部門（第 79700 項から）に準拠して認可、発行、充当される。再配分の基金は本部門の各公債割当から日割り計算で行われる。

第 3 項水道法規第 13467 項を次の通りに追加する。

13467. その他の法律にかかわらず、第 13459 項副部門 (a) の目的で認可された未発行公債 1,350 万ドル（$13,500,000）は目的の融資のために再配分され、第 26.7 部門（第 79700 項から）に準拠して認可、発行、充当される。

第 4 項水道法規第 78691.5 項を次の通りに追加する。

78691.5. その他の法律にかかわらず、第 78671 項の目的で認可された未発行公債 320 万ドル（$3,200,000）、第 78680 項副部門 (a) 段落 (3) の目的で認可された未発行公債 350 万ドル（$3,500,000）、第 78681.2 項の目的で認可された未発行公債 810 万ドル（$8,100,000）、第 78530.5 項の目的で認可された未発行公債 80 万ドル（$800,000）を含む、第 78550 項～第 78551 項の目的で認可された未発行公債 990 万ドル ($9,900,000) は目的の融資のために再配分され、第 26.7 部門（第 79700 項から）に準拠して認可、発行、充当される。

第 5 項水道法規第 79222 項を次の通りに追加する。

79222. その他の法律にかかわらず、第 79157 項の目的で認可された未発行公債 3,400 万ドル（$34,000,000）および第 79195 項の目的で認可された未発行公債 5,200 万ドル（$52,000,000）は目的の融資のために再配分され、第 26.7 部門（第 79700 項から）に準拠して認可、発行、充当される。

第 6 項水道法規第 79591 項を次の通りに追加する。

79591. 他その他の法律にかかわらず、本部門の目的で認可された未発行公債 9,500 万ドル（$95,000,000）は目的のために再配分され、第 26.7 部門（第 79700 項から）に準拠して認可、発行、充当される。再配分の基金は本部門の各公債割当から日割り計算で行われる。

第 8 項水道法規第 26.7 部門（第 79700 項から）を次の通りに追加する。

第 26.7 部門。2014 年水質、給水、水基幹施設改善法令

第 1 章。簡略名

79700. 本部門は、2014 年水質、給水、水基幹施設改善法令として認識および記述される。

第 2 章。所見

79701. California 州民は次の事実を宣言する。

(a) California の自宅、ビジネスのために汚染されていない安全な水の供給を守ることは政府の重要な責任であり、California 州民の生活の質を守るためにも重要である。

(b) すべての California 州民は汚染されていない、安全で、信頼ある飲料水を入手できるべきである。

(c) California はひどい干ばつをかなり頻繁に経験しており、現在、200 年間で最悪の干ばつに耐えている。これらの干ばつは現在の水基盤施設の欠点を悪化させている。

(d) California の水基幹施設は老朽化し、悪化し続けている。50 年以上前、California 州民は州水プロジェクトの建設を承認した。しかし、ここ数十年で、基盤施設は California のニーズの高まりを適切に満たしていないことが証明された。

(e) 本法案は、さらに信頼性の高い水の供給、貴重な種と生息地の修復、弾力性が高く持続的に管理された水基盤施設を 3 つの目的とする California 水行動計画を実行するために基金を提供する。

(f) 活気のあるコミュニティや世界的に競争力のある農業、健康的なエコシステムを維持するために、水源の開発・保護は California にとって重要である。

(g) 節水や水のリサイクルを推奨することは既存の給水をさらに効率的に使うためにも常識的な方法である。

(h) California の持続可能な水管理は過剰な要求の削減および置換えと地下水盆の水質低下によって異なる。地下水貯留の拡大や過剰な要求の削減および置換え、地下水盆の水質低下に投資することは公共に大きな利得を提供し、公共の利益のためでもある。

(i) 湖沼や河川の保護、汚染された地下水供給の洗浄、州全体に供給する水源の保護は信頼ある給水の提供と州の天然資源の保護にとって極めて重要である。

(j) 2014 年水質、給水、水基幹施設改善法令は California の水源が直面するさまざまな課題に対処するために、包括的かつ財政的に責任ある取り組みである。

第 3 章。定義

79702. 文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本項で規定された意味は次のように本部門の構造を律する。

(a)「取得」は地役権、賃貸、水、水利権、あるいは流量増分および開発権の目的で取得する水への所有権を含む、収入源の所有権あるいは不動産の所有権の取得を意味する。

(b)「CALFED ベイ‐デルタプログラム」は 2000 年 8 月 28 日付け決定記録に記載のプログラムである。

(c)「委員会（委託）」は California 水道委員会を指す。

(d)「委員会（支援）」は第 79787 項で制定の水質、給水、水基幹施設改善財政委員会を指す。

(e)「デルタ」は第 85058 項で定義された通りに Sacramento-San Joaquin デルタを指す。

(f)「デルタ送水施設」は Sacramento 川から直接、州水道プロジェクトに送水する施設、あるいは連邦セントラルバレープロジェクト南デルタのポンプ施設である。

(g)「デルタ郡」は Contra Costa 郡、Sacramento 郡、San Joaquin 郡、Solano 郡、および Yolo 郡を指す。

(h)「デルタ計画」は第 85059 項で規定の意味である。

(i)「ディレクター」は水源ディレクターを指す。

(j)「不利なコミュニティ」は修正の通り、第 79505.5 項副部門 (a) に規定の意味である。

(k)「経済の疲弊した地域」は部門が決定した次の状況をひとつあるいはそれ以上満たした、人口 20,000 人以下の地方自治体、あるいは人口 20,000 人以下で平均年間世帯収入が州平均世帯収入の 85 パーセント以下を占める地方の郡あるいはある程度離れていて大きめの地方自治体である。

(1) 財政的苦境。

(2) 失業率が州平均よりも 2 パーセント以上高い。

(3) 低い人口密度。

(l)「基金」は第 79715 項で規定の 2014 年水質、給水、水基幹施設改善基金を指す。

(m)「流量増分」は規定時間の特定場所で立方フィート / 秒で測定した特定の河川流で、一般的に季節によって流量が変化する。

(n)「統合地域水管理計画」は部修正の通り、第 6 部門第 2.2 部（第 10530 項から）に規定されている意味である。

(o)「長期」は 20 年以上の期間を指す。

(p)「非営利組織」は California でビジネスの資格のある組織で、合衆国法規第 26 編第 501(c)(3) 項の資格を有す。

(q)「提案 1E」は 2006 年災害対策・洪水予防債券法（公共資産法規第 5 副部門第 1.699 章（第 5096.800 項から））を意味する。

(r)「提案 84」は 2006 年安全な飲料水、水質・給水、洪水予防、河川および海岸自然保護公債法令（公共資産法規第 43 部門（第 75001 項から））を意味する。

(s)「公安機関」は州のエージェンシーあるいは部門、特別地区、合同権限権威、市および郡あるいはその他行政的小区域を意味する。

(t)「雨水」は第 10573 項第 (c) 副部門に規定の意味である。

(u)「長官」は天然資源機関の長官を意味する。

(v)「極めて不利なコミュニティ」は衛生および安全法規第 116760.20 項第 (a) 副部門に規定の意味である。

(w)「小コミュニティ水道システム」はサービス接続が 3,300 件以下、あるいは 1 年を通じた人口が 10,000 人以下のコミュニティの水道システムを指す。

(x)「州役員会」は州水源制御役員会を指す。

(y)「州総合義務公債法」は州総合義務公債法（政府法規第 2 編第 4 部門第 3 部第 4 章（第 16720 項から）を指す。

(z)「州の小規模水道システム」は衛生および安全法規第 116275 項第 (n) 副区分に規定の意味である。

(aa)「流出雨水」は第 10573 項第 (e) 副部門に規定の意味である。

(ab)「水利権」は水を無駄に使用しないように、特定資源から有益に流用するように認可する法律上の資格である。

第 4 章。一般条項

79703. 本部門に準拠して補助金プログラムに配分された基金のせいぜい 5 パーセント以下の金額はそのプログラムの管理経費として使用する。

79704. 特別の定めのない限り、本部門が基金提供する各プログラムに配分された基金の最高 10 パーセントは本プログラムで認可されたプロジェクトの設計、選択、実施のために支出する。本項は資本支出プロジェクトあるいは補助金プロジェクトの年次予算法令に規定の「予備計画」、「施行図」、「建設」のエージェンシーに通常、使用する基金を他の形で制限しない。水質監視データは州役員会が管理する、地上水監視データシステムあるいは

地下水監視データシステムに適合および一致した方法で収集し、州役員会に報告する。分水界監視データは自然保護部門が管理する、州全体の分水界プログラムに適合および一致した方法で収集し、自然保護部門に報告する。

79705. 政府法規第2編第3部門第1部第3.5章（第11340章から）は第8章（第79750章から）以外の本部門が認可および基金提供するプログラムあるいはプロジェクトの開発あるいは実施には適用されない。

79706.(a) 本部門に準拠して補助金あるいはローンを支出する前に、本部門が競争的補助金あるいはローンプログラムを管理するために、本部門で与えられた基金の充当金を受け取る州の各エージェンシーはプロジェクトの提案書および評価のガイドラインを作成および導入する。ガイドラインには監視と報告の要件を含み、与えられる補助金あるいはローンの金額に制限を付けてもよい。州のエージェンジーがこれまでに、本副部門の要件に準拠した、プロジェクトの提案書および評価のガイドラインを作成おおび導入していた場合は、これらのガイドラインを使ってもよい。

(b) 補助金あるいはローンを支払う前に、州のエージェンシーは一般のコメントを考慮するために公開会議を三度開いてからガイドラインを確定する。州のエージェンシーは公開会議が開催される少なくても30日前に提案書および評価のガイドラインドラフトをインターネットのウェブサイトに公表する。会議の一回は北Californiaで、一回はCaliforniaのセントラルバレーで、一回は南Californiaで開く。導入にあたり、州のエージェンシーは財政委員会や議会の適切な方針委員会にガイドラインのコピーを送信する。

79707. 市民の意図は次の通りである。

(a) 本部門に準拠した公共基金の投資は州で最も重要なニーズや優先事項に対応した場合に公共の利得になる。

(b) 本部門で認可された基金を充当および支出する場合、個人や連邦、あるいは地方の基金を活用するプロジェクト、あるいは公共の最大の利得を生むプロジェクトを優先する。

(c) 基金を受けたプロジェクトによって、基金提供を受けたプロジェクトの章の目的を進展させる。

(d) 水源に関する決定をする場合、州および地方の水道機関はこれらの決定を知らせるために最善の利用可能な科学を利用する。

(e) 給水や洪水予防、土地利用、公衆衛生を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、複数の管轄区統合を支援する決定支援ツールなど、新技術や革新技術、実践を導入するプロジェクトを特別に配慮する。

(f) 本部門に準拠の基金を考慮したプロジェクトの評価は提案されたプロジェクトに関連する分野の専門家による評価を含む。

(g) 実施可能な範囲において、本部門が利用可能にする基金によって支援を受けるプロジェクトは、プロジェクトが2014年水質、給水、水基幹施設改善法令から資金を受け取ったということを一般に通知する標識を含む。

(h) 本部門からの収益で基金供給されるプロジェクトは本法規第7部門（第13000項から）および政府法規第13100項に一致する。

(i) 本部門からの収益で基金供給されるプロジェクトは実行可能な限り、政府法規第65041.1項の規定に一貫する州の計画優先順位および、政府法規第65080項第(b)部門第(2)段落第(B)副段落の規定に一貫するコミュニティの継続可能戦略を推進する。

(j) Californiaの作業農地および森林地帯を可能な限り保存する。実行可能な範囲において、本部門の分水界の目的は公共資産法規第10.2部門（第10200項から）および第10.4部門（第10330項から）に準拠の地役権、および自発的生息地信用交換方法を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、保全地役権や地主の自発的参加の利用を通して達成する。

79708.(a) 財政部門は本部門に準拠して支出の監査を独自に実行する。長官は本部門に準拠して少なくとも毎年、プログラムやプロジェクトのすべての支出リストを書面形式で出版し、天然資源エージェンシーのインターネットウェブサイトにリストを電子形式で掲示する。

(b) 本部門で認可の基金を受け取るすべての団体の監査が法律で義務付けられており、州法に準拠して実施した後に不適切が見つかった場合は、California州監査官あるいは出納長がその団体のすべての活動をすべて監査する。

(c) 本部門が認可した基金で補助金あるいはローンを発行する州のエージェンシーは補助金あるいはローンからの支出を適切に報告する。

(d) 本部門に準拠してプロジェクトの要請を行う前に、州のエージェンシーは長官にガイドラインを提出する。長官はそのガイドラインが適用法令と一貫していることや、本部門で列挙の目的すべてを確認する。長官は州のエージェンシーが提出したガイドラインと、後日実施される確認事項の電子形式を天然資源エージェンシーのインターネットウェブサイトに電子形式で掲示する。

79709.(a) 永久的な水の供給を得るために本部門に準拠して支出する基金は、州役員会が第1707項第(c)部門に規定の規制要件で義務付けている水に特定する第1707項に従う。本部門で提供する基金の支出には永久供給の承認のために環境書類の作成が義務付けられている期間に第1707項、および第2部門第2部第6.6章（第1435項から）あるいは第10.5章（第1725項から）のどちらかに従って承認される、短期あるいは一時的な緊急変更としての供給開始を含む。

(b) 長期的な水の移動を取得するために、本部門に準拠して支出する基金は州委員会が通知提供や審理の後に当該申請を承認した場合は第1735、1736、および1737項に従って移動する。本部門に準拠して支出する資金は永久的な移動を優先する。長期的な移動はセントラルバ

レー・プロジェクト改善法規（公民法 102-575 第 34 編）第 3406 項第 (d) 副項の利得のための水の移動を除き、少なくとも 20 年とする。

(c) 水取得のために本部門に準拠して支出する資金は本項に準拠してのみ行われ、漁業やエコシステムに利得を提供し、適用環境軽減法案あるいはプロジェクトのために本部門から基金が提供されたときに効力のある義務の順守に必要以上の改善をするプロジェクトのみに使用し、基金は法案あるいは義務に 充当されない。セントラルバレー・プロジェクト改善法規（公民法 102-575 第 34 編）第 3406 項第 (d) 副項の利得のための水移動は除く。

79710.(a) 本部門で提供の基金はデルタ送水施設の設計、建設、運用、緩和、あるいは維持の費用に支出しない。これらの費用はこれら施設の設計、建設、運用、緩和、あるいは維持から利得を得る水道機関の責任である。

(b) 実行可能性を拡張するため、第 79731 項第 (k) 副部門の実行にあたり、Sacramento-San Joaquin デルタ自然環境保護団体は公有地のプロジェクトや私有地の自発的プロジェクトを通して野生生物の自然保護目的の達成を目指す。第 79731 項第 (k) 副部門に準拠の Sacramento-San Joaquin デルタ自然環境保護団体に提供の基金は、生息地改善や絶滅危惧種の状況改善の測定可能な構築のために地主に支払いをする場合は魚類および野生生物部門と相談して使用する。Sacramento-San Joaquin デルタ自然環境保護団体は生息環境向上のために、長期的にデルタの生息地や種を改善する測定可能プロジェクトへの地主の自発的な参加を最大にする、競合的なプログラムを開発および実施する。これらの基金は一部の緩和や義務を補助および減少するために使用しない。

(c) 第 79731 項第 (k) 副項目の実行にあたり、Sacramento-San Joaquin デルタ自然環境保護団体は補助金の支出が提案されたあるいは不動産の獲得が提案された市や郡と調整し、デルタ保護委員会に相談する。第 79731 項第 (k) 副項目に準拠の Sacramento-San Joaquin デルタ自然環境保護団体による取得は前向きな売り手からのみとする。

79711.(a) 本部門は法律で規定の 1914 年 12 月 19 日以前に充当の水の権利を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、原文のいかなる部分、分水界の起源、起源国、あるいはその他の水利権保護は低下、損傷、あるいはいかなる形においても影響しない。本部門は次を含む、第 10505 項第 2 部門第 2 部第 1 章第 1.7 条項（第 1215 項から）、第 10505.5 項、第 11128 項、第 11460 項、第 11461 項、第 11462 項、第 11463 項、および第 12200 項から第 12220 項の適用を制限および影響しない。

(b) 本部門の目的のため、Sacramento 川水文地区あるいはデルタ地区以外の使用のため Sacramento 川水文地区から流用および送水された水を利用する地区は、2014 年 1 月 1 日以降にその目的のために建設された施設を通してその水を流用および送水するという理由でそこに直接隣接している、あるいはそこから水を便宜的に供給できるとはみなさない。

(c) 本部門は第 35 部門第 4 部第 2 章（第 85320 項から）に準拠して建設および運営する新規送水機関に関しての申請を含む、第 2 部門第 2 部第 10 章（第 1700 項から）の適用性を破棄、制限、あるいは訂正しない。

(d) 明示的に別段の定めがある場合を除き、本部門は水利権の優先、第 106 項および第 106.5 項による地方自治体の興味に対して提供される保護および水利権の変更を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、州委員会の流出規制および水の利用に関する手続きおよび実質的の両方において既存の法的保護を破棄、低下、あるいは影響しない。本部門は流出や水利権、あるいは California 水利権を超えて裁判所の既存同時管轄区を規制するために、州委員会の既存権威を拡大、あるいは変更しない。

(e) 本部門は California 野生生物および景観河川法（公共資産法規第 5 部門第 1.4 章（第 5093.50 項から）あるいは連邦野生生物および景観河川法（16 U.S.C. 第 1271 項以下）に影響するように解釈しない。また、本部門に準拠して認可の基金は野生生物および景観河川の価値観に悪影響を及ぼしかなねいプロジェクト、あるいは California 野生生物および景観河川法あるいは連邦野生生物および景観河川法に準拠して保護されているすべての河川には使用しない。

(f) 本部門は公共資産法規第 22.3 部門（第 32300 項から）を含む（ただし、ただし必ずしもこれらに限定されない）、2009 年 Sacramento-San Joaquin デルタ改革法令（第 35 部門（第 85000 項から））あるいは適用法を優先、制限あるいは改訂しない。

(g) 本部門が提供の基金は土地収用を通した土地取得に使用しない。

(h) いかなる法律にかかわらず、本部門に準拠して土地を取得するエージェンシーは 2000 年自然遺産保護税控除法令（公共資産法規第 28 部門（第 37000 項から）を利用できる。

79712.(a) 本部門の適任申請者は公安機関、非営利組織、公益事業、連邦公認のインディアン部族、アメリカ先住民族遺産委員会の California 部族協議リストに記載の州インディアン部族、相互の水道会社である。

(b) (1) 本部門で基金の資格を得るには、公益事業委員会の規定を受けた公益事業から提案されたプロジェクト、あるいは相互水道会社が明確で確かな公共の目的があり、投資家ではなくウォーターシステムの顧客が利得を得る場合である。

(2) 本部門で基金の資格を得るには、都市水供給者は都市水管理計画法令（第 6 部門第 2.6 部（第 10610 項から）に準拠して都市水管理計画を採択および提出する。

(3) 本部門で基金の資格を得るには、農業用水供給者は農業水管理計画法令（第6部門第2.8部（第10800項から）に準拠して農業水管理計画を採択および提出する。

(4) 第10608.56項に準拠して、農業用水供給者あるいは都市水供給者は第6部門第2.55部（第10608項から）の要件を順守しない限り、本部門の基金受理の資格はない。

79713. 議会は第79760項に別段の定めのある場合を除いて、本部門が基金提供するプログラムの実施のために必要な法律を制定する。

79714.(a) 特別の定めのない限り、本公債に規定のひとつあるいはそれ以上の目的を実施するための法定の権威がある州エージェンシーは本部門で利用可能な基金から充当の資格を有す。

(b) 議会は本部門で利用可能な基金を特定プロジェクトに対して充当できない。

(c) 本部門に準拠して基金提供されるプロジェクトは公共資産法規第14507.5項に規定の通り、California自然保護団体、あるいは有資格のコミュニティー自然保護団体のサービスのために使用できる。

79715. 本部門に準拠して発行および販売の公債の収益はこれにより州出納官に作成した、2014年水質、給水、水基幹施設改善法令に預金する。

79716. 本部門で利用可能の基金充当を受ける各州エージェンシーは法令の規定に順じて、成功基準を作成し、プロジェクトや州の公債に関する基金使用状況をインターネットウェブサイトで報告する責任がある。

第5章。きれいで安全な、信頼ある飲料水

79720. 金額5億2,000万ドル（$520,000,000）は水質を改善し、California州民にきれいで安全な、信頼ある飲料水を提供するプロジェクトの支出、補助金、ローンのために、議会が基金から充当した後に利用可能になる。

79721. 本章に準拠して基金を受ける適格なプロジェクトは有益な利用のために水質の改善に役立てる。本章の目的は次の通りである。

(a) 水源や汚染にかかわらず、飲料水供給者の汚染を減らす。

(b) 飲料水提供者を査定し、汚染のリスクを優先する。

(c) 公衆衛生緊急事態に対応するプロジェクトを含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、汚染された飲料水供給者に苦しむ、不利で小さな地方コミュニティの重大で緊急のニーズに対応する。

(d) その他個人、連邦、州、および地方の飲料水質や廃水処理基金を活用する。

(e) 放出の汚染を減らし、州の水質を改善する。

(f) 飲料水供給者の汚染の拡大を防止する。

(g) コミュニティが長期にわたって維持でき、きれいで安全な、信頼できる飲料水供給を提供する、公共飲料水基盤施設を不利なコミュニティに提供する。

(h) Californiaのコミュニティがきれいで安全で、信頼でき、手頃な価格の飲料水にアクセスできるようにする。

(i) 一次および二次の安全な飲料水基準を満たす、あるいは一次あるいは二次飲料水基準の開発のために州あるいは連邦政府が特定の汚染物質を取り除く。

79722. 本章に準拠の基金に対応する汚染物質は硝酸、過塩素酸塩、MTBE（ハイオクガソリンに使用されている添加剤メチル第3ブチルエーテル）、ヒ素、セレン、六価クロム、水銀、PCE（ペルクロロエチレン）、TCE（トリクロロエチレン）、DCE（ジクロロエテン）、DCA（ジクロロエタン）、1,2,3-TCP（トリクロロプロパン）、四塩化炭素、1,4- ジオキサン、1,4- ジオキサシクロヘキサン、ニトロソジメチルアミン、臭化物、鉄、マンガン、ウランを含む（ただし、ただし必ずしもこれらに限定されない）。

79723. 第79720項で認可された基金の2億6,000万ドル（$260,000,000）は第13477.6項に準拠して設置の州水汚染制御回転基金小コミュニティ補助金基金の入金に使用できる。優先は不利なコミュニティおよびひどく不利なコミュニティへのプロジェクト、および公衆衛生上の危険に対処するプロジェクトに与えられる。プロジェクトは廃水システムを統合する、あるいは手頃な価格の処理技術を提供するための地域の仕組みを特定、計画、設計、および実施するプロジェクトを含む（ただし、ただし必ずしもこれらに限定されない）。

79724.(a) (1) 第79720項で認可された基金の2億6,000万ドル（$260,000,000）は安全な飲料水基準を満たす、あるいは手頃な価格の飲料水を確保する、あるいはその両方のために公共ウォーターシステム基幹施設の改善、および関連行動のための補助金、ローンに使用する。優先は飲料水源が化学薬品や硝酸汚染など州役員会が特定した健康上有害なものによって飲料水源が正常に機能しなくなった不利で小さなコミュニティのウォーターシステム、あるいは州の小さなウォーターシステムに汚染処理を提供する、あるいは別の飲料水源にアクセスするプロジェクトに与えられる。適格な受益者は不利なコミュニティに仕える、公共ウォーターシステムあるいは公安機関である。州役員会は実現可能性調査に基金供給する目的で、および建築補助金の適正要件を満たすために補助金を作る。適格な費用は不利なコミュニティに仕えるシステムの初期運営およびメンテナンス費用を含む。優先は複数コミュニティのために共通の解決策を提供するプロジェクトに与えられ、その少なくても一つは安全で、手頃な価格の飲料水がない不利なコミュニティ、および小コミュニティのウォーターシステム、州の小規模ウォーターシステム、あるいは個人の井戸から普及されているものである。建設補助金は州役員会が地域の利得を提供するプロジェクトあるいは複数の団体で共有するプロジェクトに最高2,000万ドル（$20,000,000）までに制限する場合を除いて、プロジェクトにつき500万ドル（$5,000,000）に制限され、少なくても一つは不利な小コミュニティに仕える。補助金の最高25パーセントまでは実際の支出前に授与できる。

(2) 本副部門の目的の「初期運営およびメンテナンス」はプロジェクトが完成したとみなされるために建設したプロジェクトの初期起動テストを含む、建設基金同意によってこれまで発生した初期、適格、および払い戻し費用を指す。初期運営およびメンテナンス費用は2年を超えない期間に本項に準拠する基金で、受け取ることができる。

(b) 管理団体は適格コミュニティへの技術支援のために第(a)副部門に配分された基金の最高2,500万ドル（$25,000,000）まで支出できる。

(c) 州役員会は本項に準拠して利用できる基金の最高250万ドル（$2,500,000）までを、州財政に設置された飲料水資本予備金に入金できる。飲料水資本予備金の金銭は議会が充当した際に利用可能で、不利なコミュニティへの見合い金（補助金）としての目的で州役員会が処理する。州役員会は本副部門を実施するために基準を作成する。

79725.(a) 本章の基金を授与する目的上、プロジェクトの総合費用の最高50パーセントまでは地方が費用を共有する。費用共有要件は不利なコミュニティ、あるいは経済の疲弊した地域に直接利得をもたらすプロジェクトには放棄あるいは削減される。

(b) 本章に準拠して利用可能な基金の少なくても10パーセントはひどく不利なコミュニティへのプロジェクトに配分される。

(c) 本章に準拠して利用可能な基金の少なくても15パーセントは不利なコミュニティへの技術支援に配分される。本基金を処理するエージェンシーは不利な小コミュニティのために多くの専門分野にわたる技術支援プログラムを運営する。

(d) 不利なコミュニティの利得のための技術支援を含む、計画活動への基金は基金を処理する州エージェンジーが追加計画基金が必要であると決定した場合は配分された基金の15パーセントを超えても良い。

第6章。河川、湖沼、沿岸水、および分水界の保護

79730. 州全体の優先順位に従って複数利得のエコシステムプロジェクト、分水界保護および修復プロジェクトの競合補助金の総額14億9,500万ドル（$1,495,000,000）は本章に準拠して議会が基金から充当した際に利用できる。

79731. 第79730項によって認可された基金3億2,750万ドル（$327,500,000）は州の分水界を対象とする複数利得の水質、給水、分水界保護、修復プロジェクトに次の予定で配分される。

(a) Baldwin Hills自然保護、1,000万ドル（$10,000,000）。

(b) California Tahoe自然保護、1,500万ドル（$15,000,000）。

(c) Coachellaバレー・マウンテン自然保護、1,000万ドル（$10,000,000）。

(d) 海洋保護評議会、3,000万ドル（$30,000,000）。

(e) San Diego川自然保護、1,700万ドル（$17,000,000）。

(f) San Gabrielおよび下流Los Angeles川自然保護、3,000万ドル（$30,000,000）。

(g) San Joaquin川自然保護、1,000万ドル（$10,000,000）。

(h) Santa Monica山岳自然保護、3,000万ドル（$30,000,000）。

(i) Sierra Nevada自然保護、2,500万ドル（$25,000,000）。

(j) 州沿岸保護局、1億50万ドル($100,500,000)。本副部門に準拠して配分される基金の適格分水界はSan Francisco湾自然保護地域、Santa Ana川分水界、Tijuana川分水界、Otay川分水界、Catalina島、セントラルコースト地域を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）。

(k) Sacramento-San Joaquinデルタ自然保護、5,000万ドル（$50,000,000）。

79732.(a) California河川、湖沼、分水界の保護および修復にあたり、本章の目的は次の通りである。

(1) 健康的な分水界、漁業資源、流量増分からもたらされる経済的な利得を保護および増加する。

(2) Californiaのコミュニティおよびエコシステムの気候変動への影響を減らすために、分水界適応プロジェクトを実施する。

(3) 2004年California川景観整備道路法令（公共資産法規第5部門第3.8章（第5750項から）に準拠するプロジェクト、第7048項に準拠して設定された都市河川修復プログラムのプロジェクト、および都市河川歩行者自転車専用道路プロジェクトを含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、州内の川景観整備道路を修復する。

(4) 魚類や野生生物の回廊、流量増分の水利権の取得を含む、水生植物、湿原、渡り鳥のエコシステムを保護および修復する。

(5) 水源に関する多党和解契約に従うためにCalifornia州の義務を果たす。

(6) 魚道の障害を取り除く。

(7) California原産の魚やCaliforniaセントラルバレーの湿原を保護するために、連邦エージェンシーと協力する。

(8) 山火事のリスク削減、貯水施設に合流する分水界の保護、分水界の健康状態促進のために燃料処理プロジェクトを実施する。

(9) 分水界の貯蔵容量や森林状態、生命や資産の保護、雨水資源管理を改善し、温室ガスを削減するために、地方や都市の分水界の健康状態を保護および修復する。

(10) 湾や海洋河口、沿岸のエコシステムを含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、沿岸の分水界を保護および修復する。

(11) 河川、湖沼、塩含水の汚染あるいは汚染を減らし、遺産である鉱山の水銀汚染を抑え、修正し、給水、水質、洪水管理に貢献する自然のシステムを保護および修復する。

(12) 分水界の状態や流量増分、魚道の改善、沿岸あるいは内陸湿原の修復のほか、自然コミュニティ保護計画や生息地自然保護計画実施などにより、絶滅危惧種や移動種の回復を支援する。

(13) 水関連農業持続可能プロジェクトを支援する。

(b) 本章で提供の基金は漁業やエコシステムに利得をもたらすプロジェクト、あるいは適用環境軽減対策あるいは順守義務以上の改善をもたらすプロジェクトのみに使用する。

79733. 第 79730 項より使用可能の基金の 2 億ドル（$200,000,000）は流出量の強化をもたらすプロジェクト用に野生生物保護委員会が処理する。

79734. 本章のエコシステム保護および修復プロジェクトに関しては、California 自然保護団体のサービスあるいは California 自然保護団体が資格を与えた地方の自然保護団体のサービスが実現可能なときに使用する。

79735.(a) 第 79730 項で認可された基金の 1 億ドル（$100,000,000）は公共資産法規第 22.8 部門（第 32600 項より）、および第 23 部門（第 33000 項より）、および第 79508 項に準拠して、第 7048 項第 (e) 部門に規定の通り、都市の小川およびその支流を保護および強化するプロジェクトのために議会が充当した際に使用できる。

(b) (1) 第 79730 項で認可された基金の 2,000 万ドル（$20,000,000）は地域や地方の水の自給自足を増し、少なくても次の 2 つの目的を満たす、都市の分水界にある複数利得の分水界や都市河川の強化プロジェクトに資金供給する競合プログラムのために長官に供する。

(A) 地下水の回復や水のリサイクルを促進する。

(B) エネルギーの消費を減らす。

(C) 流出処理のために土壌や植物、自然過程を利用する。

(D) 生息環境を開発および修復する。

(E) 気候変動に対する地域や地方の弾力性や適用性を増す。

(2) 本副部門のプログラムは長官による指定によって、州の自然環境保護団体、野生生物保護委員会、州役員会、あるいは都市の分水界を含む管轄区の団体が実施する。プログラムで基金供給されたプロジェクトは自然保護、野生生物保護委員会、州役員会、あるいは長官との協議で指定された団体によって連帯で計画の一部を策定する。

(c) 本項に準拠して利用可能な基金の少なくても 25 パーセントは不利なコミュニティが利得を受けられるプロジェクトに配分される。

(d) 本項に準拠して利用可能な基金の少なくても 10 パーセントはプロジェクト計画に配分される。

79736. 第 79730 項が認可する基金の 4 億 7,500 万ドル（$475,000,000）は、次の条件に従って California 州の義務を実行するプロジェクトを支援するために、天然資源エージェンシーが利用できる。

(a) セントラルバレー・プロジェクト改善法令（公民法 102-575 第 34 編）第 3406 項第 (d) 副項。

(b) 政府法規第 7.42 編（第 66905 項から）に準拠した政府法規第 66801 項に規定の州間協定。

(c) 2003 年法令第 611 章、第 612 章、第 613 章、および第 614 章に規定の通り、エコシステム修復プロジェクトを含む、州間あるいは多党水量和解同意条項。

(d) 魚類および猟狩獣部門第 2080.2 項に記載の和解同意。

(e) 2013 年 12 月 31 日、あるいはそれ以前の決定に関連した州間あるいは多党和解同意。優先は次の基準のひとつあるいはそれ以上を満たしたプロジェクトに与えられる。

(1) プロジェクトは州全体にとって重大である。

(2) プロジェクトは天然の水生環境あるいは水辺機能、あるいは鳥類や水生動物種の湿原生息地を修復する。

(3) プロジェクトは絶滅危惧種を保護し、修復を推進する。

(4) プロジェクトは地域あるいは複数地域間の給水の信頼性を強化する。

(5) プロジェクトは地域あるいは州全体に経済的に大きな利得を提供する。

79737.(a) 第 79730 項が認可の基金の 2 億 8,500 万ドル（$285,000,000）は本章に準じて州全体の分水界修復プロジェクトのために魚類および野生生物部門が使用する。

(b) 本項の目的上、分水界修復には沿岸湿原生息地の活動、森林状態の改善、高山草地の修復、小川の歩道、排水溝、橋の近代化、歴史的な氾濫原の再接続、魚類スクリーンのインストールおよび改善、魚道の提供、河道の修復、河岸水生植物や陸上生息地の修復および強化、生態学的機能の改善、緩衝用の細長い河岸地の自然保護地役権を前向きな売り手から取得、地方の分水界管理改善、堆積物あるいはごみの除去を含む。

(c) 本項に準拠して使用可能の基金の優先は、漁業修復補助金プログラムで提供の補助金を使用するために沿岸海域に与えられる。

(d) 本項に準拠のプロジェクトの基金配分については、魚類および野生生物部門は州全体の重要なデルタ以外の水質、河川、分水界保護および修復のプロジェクトのみに基金を使用する。

(e) 本項で提供の基金はデルタ送水施設の設計、建設、運用、緩和、あるいは維持の費用に支出してはならない。

(f) 本項で提供の基金はセントラルバレー・プロジェクト改善法令（公民法 102-575 第 34 編）第 3406 項第 (d) 副項の利得のために水運送の場合は除き、漁業あるいはエコシステムの利得を提供する、あるいは適用環境緩和法案あるいは順守義務以上の改善を提供するプロジェクトのみに使用する。

79738.(a) 第 79730 項で認可の基金、8,750 万ドル（$87,500,000）は次を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）水質、エコシステムの修復、およびデルタ

に利得を提供する漁業保護施設のために漁業および野生生物部門が使用する。

(1) 公共に複数の利得や飲料水、農業用水質あるいは水供給を提供するデルタ郡のプロジェクトを含む、水質を改善するプロジェクト、あるいはデルタの水質改善に貢献するプロジェクト。

(2) 侵入生物種絶滅プロジェクト、および生息地修復および堤防改善のために浚渫物の有益なリサイクルを支援するプロジェクトを含む、デルタやデルタ郡に特別な危険性がある、あるいは絶滅危惧種の状況改善のための生息地修復、自然保護、および強化プロジェクト。

(3) 第 85280 項に記載の通り、デルタ科学プログラムを支援する科学的調査および査定、あるいは本項のプロジェクト。

(b) 本項の実行にあたり、部門は補助金の支出が提案されている、あるいは不動産の取得が提案されているデルタ市やデルタ郡と調整および相談する。

(c) 本項に準拠の取得は前向きな売り手からのみとする。

(d) 本項の実施にあたり、州エージェンシーは実現可能な範囲で、公有地のプロジェクト、あるいは私有地の任意プロジェクトから野生生物自然保護の目的を優先する。

(e) 本項に準拠して利用可能の基金は土地収用を通した土地取得に使用しない。

(f) 本項に準拠して利用可能の基金はデルタ送水施設の設計、建設、運用、緩和、あるいは維持の費用に支出しない。

第 7 章。地域水警備、気候、および干ばつ準備

79740. 金額 8 億 1,000 万ドル（$810,000,000）は第 6 部門（第 10530 項から）第 2.2 部に一貫した採用統合地域水管理計画に含まれ、実施されるプロジェクト、および本章に規定の通りに気候変動に対応し、地域水警備に貢献するプロジェクトへの競合補助金およびローンの支出のために、議会が基金から充当されたときに使用できる。

79741. 地域の水自給自足警備を改善し、気候変動による給水への影響に対応するための、本章の目的は次の通りである。

(a) 海面上昇を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、気候変動に適応するための水基幹施設システムの支援。

(b) 地域の水源管理と地域の水基幹施設の優先順位を設定するにあたり、各分水界の水道機関への協力誘因を提供する。

(c) 第 85021 項に一貫して地域の水自給自足を改善する。

79742.(a) 提案された分水界のプロジェクトから選択するにあたり、統合地域水管理計画の採択範囲は分水界が計画の大きな部分を占めるプロジェクトに優先が置かれることを考慮して、州の管理エージェンシーが判断する。計画の大半が分水界を占める場合、その計画のプロジェクト優先度は、そのプロジェクトおよび計画が本部門の要件を満たし、統合地域水管理計画法令（第 6 部門第 2.2 部（第 10530 項から））を満たしていれば認可される。

(b) 地方のエージェンシーが第 6 部門（第 10000 項から）で規定の地下水計画要件に一貫して地下水計画を準備、適応、提出しない場合、その部分の要件に従って計画を準備および提出するまで、本章に準拠して利用可能になる基金への申請はできない。地下水管理計画の要件は第 18 部門（第 60000 項から）に準拠して形成の水源補充区、あるいは裁定地下水盆に仕える、あるいは管理の権威を持つ地方のエージェンシーには適用されない。

(c) 本章の基金を授与する目的上、プロジェクトの総合費用の最高 50 パーセントまでの費用を政府以外の資源から費用共有することを義務付ける。費用共有要件は不利なコミュニティ、あるいは経済の疲弊した地域に直接利得をもたらすプロジェクトには放棄あるいは削減される。

(d) 本章で認可された基金の最高 10 パーセントまでは不利なコミュニティに直接利得をもたらすプロジェクトに配分される。

(e) 本章で基金提供する目的上、申請者は申請者が実行するプロジェクト、統合地域水計画は地域の気候変動による給水および水基幹施設のリスク対応に貢献することを実証する。

(f) 複数の利得を達成するプロジェクトは特別な考慮を受ける。

79743. 地域水管理グループの地域の優先度を決定する適格なプロジェクトは次を促進するプロジェクトを含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）。

(a) 非飲料水のリサイクル、非飲料水の直接的および間接的リサイクルのために水の再生およびリサイクル。

(b) 水の利用効率および水節約。

(c) 地下水の帯水層洗浄あるいは回復プロジェクトを含む、地方および地域の表面水および地下水貯留。

(d) 個別ウォーターシステム統合を改善する地域の送水施設。

(e) 山火事のリスク低減、あるいは給水の信頼性改善のプロジェクトを含む、分水界保護、修復、管理プロジェクト。

(f) 次を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、雨水源管理。

(1) 雨水の削減、管理、処理、収集プロジェクト。

(2) 水質、給水、洪水管理、あるいはオープンスペースなど複数の利得を提供するプロジェクト。

(3) 複数の利得をもたらす雨水プロジェクトの利得や費用を評価する、意思決定支援ツール。

(4) 第 6 部門第 2.3 部（第 10560 項から）に準拠して開発の雨水資源計画を実施するプロジェクト。

(g) 地浄水および地下水貯留施設の連結利用。

(h) 塩水脱塩プロジェクト。

(i) 気候変動や地域の要求、供給計画を占める地域水管理戦略を立てるための意思決定支援ツール。

(j) 飲料水処理および配給、地下水および帯水層の改善、水利用に一致する水質、廃水処理、水質汚染予防、および都市および農業廃水の管理を含む、水質の改善。

79744.(a) 第 79740 項で認可の基金の 5 億 1,000 万ドル ($510,000,000) は本項に準拠して California 水計画で特定された水文地区に配分される。南岸水文地区に関しては、部門は San Diego 郡および南 Orange 郡（San Diego 小区域として指定）分水界、Santa Ana 川分水界（Santa Ana 小区域として指定）、および Los Angeles および Ventura 郡分水界（Los Angeles 小区域として指定）の 3 つの基金地区を確立し、本副部門に従ってこれら地区に基金を配分する。北および南 Lahontan 水文地区は配分基金の目的のひとつとして処理される。本副部門の目的上、Sacramento 川水文地域にはデルタを含まない。本副部門の目的上、マウンテン・カウンティ・オーバーレイは Sacramento 川水文地区、あるいは San Joaquin 川文水地区の基金への資格はない。複数の統合地域水管理計画は各地区配分基金に認識される。

(b) 本章で利用可能の基金は次のように配分される。

(1) 北岸水文地区に 2,650 万ドル（$26,500,000）。

(2) San Francisco 湾水文地区に 6,500 万ドル（$65,000,000）。

(3) セントラルコースト水文地区に 4,300 万ドル（$43,000,000）。

(4) Los Angeles 小区域に 9,800 万ドル（$98,000,000）。

(5) Santa Ana 小区域に 6,300 万ドル（$63,000,000）。

(6) San Diego 小区域に 5,250 万ドル（$52,500,000）。

(7) Sacramento 川水分地区に 3,700 万ドル（$37,000,000）。

(8) San Joaquin 川水文地区に 3,100 万ドル（$31,000,000）。

(9) Tulare/Kern 水分地区に 3,400 万ドル（$34,000,000）。

(10) 北 / 南 Lahontan 水文地区に 2,450 万ドル（$24,500,000）。

(11) Colorado 川流域水文地区に 2,250 万ドル（$22,500,000）。

(12) マウンテン・カウンティ・オーバーレイに 1,300 万ドル（$13,000,000）。

79745. 水資源部門は不利なコミュニティ、経済の疲弊した地域、あるいは地域内で過小評価されたコミュニティの関与を確実にするという目的上、第 79744 項で規定の地域配分基金の最高 10 パーセントまでを、直接あるいは非競争補助金のために支出しない。

79746.(a) 第 79740 項で認可の基金、1 億ドル（$100,000,000）は次の水節約、水利用効率の計画、プロジェクト、およびプログラムのために補助金およびローンへの直接支出に使用する。

(1) 第 10608.20 項に準拠して開発の都市水利用目標を達成するために実施の地域プロジェクトおよびプログラムを含む、都市水節約計画、プロジェクト、プログラム。基金の優先は次を行うプログラムに与えられる。

(A) 地方の費用効率が高くない自然保護プログラムおよび法案を実施するために水供給者および地域を支援する。

(B) 商業、工業、および組織の水利用者のために水利用の効率を高めることを目標にするプログラムを実施する水供給者および地域の取り組みを支援する。

(C) 州造園模範条例の条項を実施する、自然保護の利得実現に向けたプログラムや法案で水供給者や地域を支援する。

(2) 第 6 部門第 2.8 部（第 10800 項から）に準拠して開発の、農業用水管理計画あるいは農業用水利用効率プロジェクトおよびプログラム。

(b) 第 1011 項は、農業用水供給者、あるいは都市水供給者が本章の基金で実行する、すべての自然保護法案に適用する。本副部門は、水供給者が実行する法案あるいはプロジェクトへの第 1011 項の適用を制限しない。第 79748 項にもかかわらず、本項に準拠して基金供給のプロジェクトは統合地域水管理計画に採択される、あるいはそのプログラムに順守する必要はない。

79747.(a) 第 79740 項で認可の基金の 2 億ドル（$200,000,000）は雨水管理プロジェクトの複数の利得のために補助金に使用する。

(b) 適格なプロジェクトは緑基幹施設、雨水収集プロジェクト、雨水処理施設を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）。

(c) 雨水プロジェクトの開発計画は分水界全体に対応し、影響を受けた河川、特に不利なコミュニティに隣接のコミュニティの見解を取り入れる。

79748. 地下水質、あるいは帯水層の供給に対応するために本章で認可された基金を受け取るには、申請者は公安機関がその帯水層の水源を管理する権威があることを実証する。第 6 部門（第 10000 項から）で規定の地下水管理計画要件に準拠して採択および提出された地下水管理計画は本項の要件を満たすには十分とする。

第 8 章。州全体のウォーターシステムの運営改善および干ばつ準備

79750.(a) 第 162 項にもかかわらず、委員会はディレクターの見解が異なっても、本章で規定によって決定、所見、推薦をしなければならない。本章で実行の、役員会による最終活動は Bagley-Keene 公開会議法令（政府法規第 3 編第 2 部門第 1 部第 1 章第 9 条（第 11120 項から））に準拠して通知および開催の公共会議で役員会の会員多数が行う。

(b) 政府法令第 13340 項にかかわらず、金額 27 億ドル（$2,700,000,000）は州ウォーターシステムの運営を改善し、エコシステムや水質条件に究極の改善を提供する、費用効率の高い貯水プロジェクトに関する公共の利益のために、本章に準拠して財政年度を問わずに基金から役員会に充当され続ける。本章に準拠して役員会に認可された基金は本章で提供の目的のみに利用および支出し、その他の目的で議会あるいは州知事による充当あるいは振替の対象にはならない。

(c) プロジェクトは本章で規定の基準に準拠して、与えられた公共利得の重要さによって測定し、公共投資の予想利益を基にして潜在的プロジェクトをランク付ける、競争的公共プロセスを通して役員会が選択する。

(d) 本章で提供の基金を構成するプロジェクトは第 11590 項の対象になる。

79751. 公共の利得が本章の基金に適格なプロジェクトは次のみから成る。

(a) 公共資産法規第 5 部門第 1.4 章（第 5093.50 項から）で禁止のプロジェクトを除き、2000 年 8 月 28 日付け、CALFED 湾‐デルタプログラム決定記録に特定の地上水貯留プロジェクト。

(b) 地下水貯留プロジェクトおよび地下水汚染防止、あるいは貯水の利得を提供する改善プロジェクト。

(c) 連結利用および貯蔵所の再運営プロジェクト。

(d) 州のウォーターシステム運営を改善し、公共の利得を提供する、地方および地域の地上水貯留プロジェクト。

79752. デルタのエコシステムあるいはデルタの支流に測定可能の改善を提供しないプロジェクトには本章に準拠した基金は供給しない。

79753.(a) 本章に準拠して配分される基金は貯留プロジェクトに関係した次の公共の利得のためだけに支出する。

(1) デルタのエコシステムや魚類、野生生物を含む、引水のタイミング変更、流動条件の改善、温度、あるいは水生生物のエコシステムや在来魚、野生生物の修復に代わるの他の利得を含むエコシステムの改善。

(2) デルタの水質改善、あるいは公共に信頼できる重大な資源、あるいは地下水源の洗浄および修復を提供する川システムの水質改善。

(3) 水分の変更、および California の水および洪水管理システムに対する積雪状態の減少の影響に対応して、既存の貯水容量を増やす代わりに、既存貯蔵所の洪水指定スペースを増やすことを含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、洪水管理の利得。

(4) 緊急時の給水確保、および自然災害やテロ行為後の塩分希釈および反発の流動確保を含む、（ただし、必ずしもこれらに限定されない）緊急対応。

(5) 一般的に野外に関係する娯楽的追求を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）娯楽目的。

(b) 基金は本項に規定の公共への利得提供に関連する場合を除いて、本章に準拠して環境緩和法案あるいは順守義務の費用のために支出する。

79754. 魚類および野生生物部門、州役員会および水資源部門に相談した上で、委員会は 2016 年 12 月 15 日までに、第 79753 項に規定の公共利得の定量化と管理の方法を規則によって開発および採択する。規則は魚類および野生生物部門が規定する優先度およびエコシステムの利得関係環境価値、および州役員会が規定する優先度および水質利得の関係環境価値を含む。

79755.(a) 第 (c) 副部門に規定されている場合を除き、本章に準拠して配分された基金は 2016 年 12 月 15 まで、および委員会が次のすべてが発生したという決断を基にしてプロジェクトを承認するまで，プロジェクトへの配分はしない。

(1) 委員会は特に、プロジェクトに関係する公共の利得の費用を定量化し、公表するなど、第 79754 項に規定の規則を採択する。

(2) プロジェクトの申請者は、第 79753 項に規定の通り、当事者はプロジェクト総額の共有額を支払うということを保証するプロジェクトから公共の利得以外の利得を引き出すという契約を各当事者と結ぶ。当事者に役立つ利得は当事者のプロジェクト総額の共有額に一致する。

(3) プロジェクトの申請者は、本章に準拠して貢献する公共基金がプロジェクトで特定の公共利得を達成することを確実にするため、各公安機関が責任があるプロジェクトの公共利得が本章の要件をすべて満たしたということを見極めた後、公共の利得を処理する第 79754 項に規定の各公安機関と契約を結ぶ。

(4) 委員会は本副部門に準拠して準備することが義務付けられている情報を審査し意見を述べる機会を公共に提供する目的のため、公聴会を開く。

(5) 次のすべての条件を満たす。

(A) 実現可能な調査を完了する。

(B) 委員会が、プロジェクトは該当する法律および規定すべてに一貫し、デルタの有効利用のために生態学的健康の回復と水管理改善の長期的目的を向上し、実現可能であると宣言および決定する。

(C) プロジェクトに関係するすべての環境書類を完了し、完了するために必要なすべての連邦、州、地方の承認、証明、同意を取得した。

(b) 委員会は第 (a) 副部門で特定の各規定に関する、本章に準拠して基金供給されるプロジェクトの所見を議会に提出する。

(c) 第 (a) 副部門にかかわらず、本章で利用可能の基金は環境書類の完成およびプロジェクトの認可に使用する。

79756.(a) 本章に準拠して基金供給されるプロジェクトの公共利得のための費用共有額は第 79751 項第 (c) 副部門で規定のプロジェクトを除き、本章で基金供給されるプロジェクトの総費用の 50 パーセントを超えない。

(b) 第 79753 項第 (a) 副部門第 (1) 段落で規定の通り、本章で基金提供されるプロジェクトの総合公共利得が少なくても 50 パーセントで、エコシステムを改善しない限り、プロジェクトの基金供給はなされない。

79757.(a) 2022 年 1 月 1 日までに次のすべての条件が満たされない限り、本章のプロジェクトへの基金供給はなされない。

(1) 実現可能調査はすべて完了し、環境書類のドラフトは公共レビューが可能である。

(2) 委員会がプロジェクトはデルタの有効利用のために生態学的健康の回復と水管理改善の長期的目的を改善し、実現可能であると決定する。

(3) ディレクターがプロジェクトの非営利利得の費用共有額の少なくとも 75 パーセントを受けると確約する。

(b) 第 (a) 副部門の順守によって訴訟あるいは規制が交付されなかったことにより遅延した場合、第 (a) 副部門の日付は委員会によって遅延期間と同じ期間延期され、プロジェクト専用の本章の基金提供は訴訟が完了するまで、あるいは規制が交付されるまで妨げられる。

79758. 本章に準拠して、および第 79751 項第 (a) 副部門の規定によって基金提供の地上水貯留プロジェクトは第 11290 項に規定のセントラルバレー・プロジェクトの単元で作られ、第 6 部門第 3 部（第 11100 項から）に準拠して基金提供、取得、建築、運営、維持される。

79759.(a) 本章に準拠して、2000 年 8 月 28 日付けの CALFED 湾‐デルタ決定記録で特定の地上水貯留プロジェクトの設計、取得、建設に配分される基金は灌漑区およびその他地方水道区、およびこれらのプロジェクトを設計、取得、建設する該当水文区内の地方政府が形成する地方の権限権威を合同する目的で提供する。

(b) 第 (a) 副部門で規定の合同権限権威には必要に応じて、費用分担参加あるいは資本参加を含む、地上水貯留プロジェクトに基金提供する該当分水区内に位置する政府のパートナー会員を含む。政府法規第 6525 項にかかわらず、第 (a) 副部門に規定の合同権限権威エージェンシーには営利企業、あるいは株主および会員が営利企業あるいはその他個人団体を含む相互水道会社の会員は含まない。部門は本項対象の合同権限権威の職業上の会員であるが、部門は地上水貯留プロジェクトの統治、管理、運営を制御しない。

(c) 本項対象の合同権限権威は地上水貯留プロジェクトの所有権、管理、管理、および運営は本章で規定の目的を前進させることを条件に、地上水貯留プロジェクトを所有、当地、管理、および運営する。

79760.(a) 2014 年水質、給水、基幹施設改善法令の承認にあたり、2014 年水質、給水、基幹施設改善法令の目的ひとつを満たし、取り組むために本章の条項は必要、不可欠、必須であることを州民にここに宣言する。そのようなものとして、本章の条項を投票権者の承認なしで議会が修正することは本法令の投票権者承認を含む政策および計画を妨げる。よって、本章の条項を議会が修正するには上院・下院および投票権者の 2/3 の賛成投票が必要である。

(b) 本項は本章に記載されていない法令条項の修正が投票権者の承認を必要とする本法令の計画を大きく変更するかを決定する権威として統治あるいは使用してはならない。

第 9 章。水のリサイクル

79765. 金額 7 億 2,500 万ドル（$725,000,000）は次のすべてを含む、水のリサイクルおよび先進水処理技術への補助金およびローンのために議会が基金から充当されたときに使用可能になる。

(a) 飲料および非飲料リサイクルプロジェクトのための水処理、貯水、送水、および配水施設を含む、水リサイクルプロジェクト（ただし、必ずしもこれらに限定されない）。

(b) 地下水および海水の脱塩、および関連処理、貯水、送水、および配水施設を含む、汚染物質および塩削除プロジェクト（ただし、必ずしもこれらに限定されない）。

(c) リサイクル水を利用するため、住宅、商業地域、農業、および工業エンドユーザー改造プロジェクトに仕えるための専用配水基幹施設。

(d) 新規飲料水リサイクル、その他塩および汚染物質削除技術のためのパイロットプロジェクト。

(e) 水質を改善し、複数の利得があるリサイクル水プロジェクト。

(f) 不利なコミュニティへの技術支援および補助金の書類支援。

79766. 地域の費用共有は少なくても 50 パーセントは本章に準拠して基金供給されたプロジェクトに義務付ける。基金共有は不利なコミュニティおよび経済の疲弊した地域には停止あるいは減少される。

79767. 本章に準拠して基金提供されたプロジェクトは次のすべての基準を考慮して、競争的基盤で選択される。

(a) 給水の信頼性改善。

(b) デルタからの分水、あるいは流量増分への依存減少に関連の水質およびエコシステムの利得。

(c) 飲料水質あるいは給水の改善による公衆衛生の利得。

(d) 費用有効性。

(e) エネルギー効率および温室効果ガス排出の影響。

(f) 北および南 California および沿岸、および内陸地域を含む、州全体に適格なプロジェクトを配分するための適度な地域。

79768. 本章の目的上、競争的プログラムは第 79140 項および第 79141 項に準拠して管理の水リサイクルプログラムに一貫して、あるいは第 79545 項および第 79547.2 項に準拠して管理の脱塩プログラムに一貫して実施する。

第 10 章。地下水持続可能性

79770. 地下水汚染物質の予防および洗浄は地下水管理が成功する重要な要素である。地下水質は水提供者が次を行うときに非常に重要になる。

(a) 地上水、雨水、リサイクル水、および地域の水自給自足を改善するために地方の地下水供給を増加する連結利用プロジェクトで地下水充当への投資を検討する。

(b) 気候変動によってもたらされた水文条件の変化に適応する。

(c) 本当に必要な地方のオプションを提供し、州の水道システムの水文および規制のばらつきに適応するために地下水盆の開発を考慮する。

(d) 地下水修復プロジェクトのへ投資を検討する。

79771.(a) 金額 9 億ドル（$900,000,000）は飲料水源として役割を果たす、あるいは役割を果たしてきた地下水の汚染を予防あるいは洗浄するプロジェクトのために支出し、競合補助金およびローンのための基金から議会によって充当されると使用可能になる。本項に準拠して充当された基金はコミュニティの主要飲料水源として役割を果たす、あるいは役割を果たしてきた地下水の汚染を予防あるいは削減することによって公衆衛生を守るために必要なプロジェクトのために、州役員会が使用できる。

(b) プロジェクトは次の基準を基に優先される。

(1) 代替供給処理の緊急的な必要性がある場合、あるいは地下水が汚染によって使用できない場合は水輸入の増大を含む、コミュニティの全体的な飲料水供給に影響を与えた地下水汚染による脅迫。

(2) 地下水汚染の拡大、および近くの高人口地区での飲料水供給および貯留に害を与える可能性。

(3) 完全に実施すれば、地方の給水信頼度を強化するプロジェクトの可能性。

(4) 利用頻度が高い、脆弱な地下水盆を充当し、地下水供給を最適化する機会を最大にするプロジェクトの可能性。

(5) 1980 年連邦包括的環境対処・補償・責任法第 105(a)(8)(B) 項（42 U.S.C. 第 9605(a)(8)(B) 項) に準拠して確立の全国優先リストに記載の地下水汚染地域で大型基金に指定されている重篤な都市水供給者のための給水の信頼性改善を含む、裁判所あるいは適切な規制当局が責任ある当事者をまだ特定できない場所の汚染に対処するプロジェクト、あるいは責任を特定した当事者が洗浄にかかる総費用の支払いに同意しない、あるいは支払いができない場所の汚染に対処するプロジェクト。

(c) 本章で認可の基金は地下水貯留帯水層の汚染に対して責任がある当事者から回収した修正共有費用を支払うために使用できないが、責任のある当事者から回収できない費用を支払うために使用できる。地下水貯留帯水層の修正のために基金提供を受けた当事者は汚染の責任を負う当事者から地下水の洗浄費用を回収するために妥当な努力をする。責任がある当事者から回収した基金は処理および修理活動に基金供給するためのみに使用する。

79772. 第 79771 項で認可された基金の 8,000 万ドル（$80,000,000）は飲料水源として利用されている地下水の汚染を予防あるいは削減するための処理および改善活動の補助金として使用する。

79773. 本章に準拠の基金に対応する汚染物質は硝酸、過塩素酸塩、MTBE（ハイオクガソリンに使用されている添加剤メチル第 3 ブチルエーテル）、ヒ素、セレン、六価クロム、水銀、PCE（ペルクロロエチレン）、TCE（トリクロロエチレン）、DCE（ジクロロエテン）、DCA（ジクロロエタン）、1,2,3-TCP（トリクロロプロパン）、四塩化炭素、1,4- ジオキサン、1,4- ジオキサシクロヘキサン、ニトロソジメチルアミン、臭化物、鉄、マンガン、ウランを含む（ただし、ただし必ずしもこれらに限定されない）。

79774.(a) 本章に準拠して基金を受けるプロジェクトは個人、連邦、あるいは地方の基金供給を活用するプロジェクトをさらに考慮して、競合的補助金あるいはローンの過程によって選択する。

(b) 本章の基金を授与する目的上、プロジェクトの総合費用の最高 50 パーセントまでは地方が費用を共有する。費用共有要件は不利なコミュニティ、あるいは経済の疲弊した地域に直接利得をもたらすプロジェクトには放棄あるいは削減される。

(c) 本章の目的で補助金あるいはローンを管理するエージェンシーは基金供給される施設の運営およびメンテナンス費用を支払う、コミュニティの能力を査定する。

(d) 本章に準拠して利用可能な基金の少なくても 10 パーセントはひどく不利なコミュニティへのプロジェクトに配分される。

(e) 本章で認可された基金は不利なコミュニティへの技術支援のための基金を含む。本基金を処理するエージェンシーは不利な小コミュニティのために多くの専門分野にわたる技術支援プログラムを運営する。

79775. 第 79771 項で認可された基金のうちの 1 億ドル（$100,000,000）は第 6 部門（第 10000 項から）で確立の地下水計画要件に従った地下水計画およびプロジェクトを開発および実施するプロジェクトのために競合的補助金に使用する。

第 11 章。洪水管理

79780. 金額 3 億 9,500 万ドル（$395,000,000）は州全体の洪水管理プロジェクトおよび活動の目的で議会が基金から水資源部門およびセントラルバレー洪水保護役員会に充当したときに使用できる。基金は公共安全を達成し、漁類および野生生物生息地強化を含む、複数の利得を受けるプロジェクトに配分される。水資源部門は提案 84 および 1E からの収益と基金の調整に最善の努力をする。

79781. 第 79780 項で認可の基金 2 億 9,500 万ドル（$295,000,000）は次の目的で、デルタの堤防決壊および洪水のリスクを減らすために使用する。

(a) 第 9 部の修正によって、第 6 部門同部（第 12980 項から）に準拠のデルタ堤防維持補助金プログラムの地方支援。

(b) 第 2 章の修正によって、第 6 部門第 4.8 部同章（第 12310 項から）に準拠の特別洪水保護プロジェクト。

(c) 地震や洪水、海面上昇に耐えるために、デルタ内の堤防弾力性を増大する堤防改善プロジェクト。

(d) 緊急対応および修理プロジェクト。

第 12 章。財政的条項

79785.(a) 第 79797 項に従って発行された際基金公債の額を含まない、総額 71 億 2,000 万ドル ($7,120,000,000) の公債、および法律条項に準拠の本部門に従って認可、発行、充当される追加公債、あるいは必要に応じた金額は本部門に記載の目的を実行するための基金、および政府法規第 16724.5 項に準拠の一般保証公債経費回転基金を払い戻しするための基金を提供するために発行および販売する。公債が販売された場合、California 州の法的有効性および拘束力となり、California 州の十分な信頼と信用に基づいて公債の利息と元金が定期的に支払いされることが約束され、元金と利息として公債が満期になり次第支払われる。

(b) 出納官は本項に準拠して委員会が認可する公債を販売する。公債は政府法規第 16731 項に準拠して委員会が採択するために、決議に明示の契約条件により販売する。

79786. 本部門で認可の公債は本部門の規定に対立するこれら副部門の範囲で、政府法規第 16727 項第 (a) および (b) 副部門を除き、州総合義務公債法（政府法規第 2 編第 4 部門第 3 部第 4 章（第 16720 項から））の規定によって、および法律の修正によって公債および本部門に提供される法律のすべての条項の規定によって、準備、行使、発行、販売、支払い、返済される。

79787.(a) 本部門で認可の公債の州総合義務公債法（政府法規第 2 編第 4 部門第 3 部第 4 章（第 16720 項から）に準拠して発行および販売を認可するためだけに、水質、給水、水基幹施設改善財政委員会をここに設置する。本部門の目的のための、水質、給水、水基幹施設改善財政委員会は、州総合義務公債法において使用の用語「委員会」である。

(b) 委員会は財務ディレクター、出納官、および出納長からなる。法律の条項にかかわらず、会員はすべての目的の会員として活動するために担当者を指名し、個人的に紹介する。

(c) 出納官は委員会の議長を務める。

(d) 委員会の大多数が出席であれば、委員会の代行ができる。

79788. 委員会は、本部門で指定された活動を実施するために、本部門で認可された公債の発行が必要あるいは好ましいかによって、発行および販売する公債の数量を決定する。これらの活動を着実に実施するために、公債の継続発行と販売が認可され、また発行が認可された公債はすべて一度に販売する必要はない。

79789. 州総合義務公債法の目的で、政府法規第 16722 項で特定の「役員会」は長官である。

79790. 各年度に同じ方法で収集し、他の州歳入が収集されると同時に、州の経常歳入に加え、各年度の公債の元金および利息の支払いに必要な金額を支払う。歳入収集に関する任務と共に、追加合計金額を収集するために必要な活動をすべて実施することが法律により公職者全員に課せられる任務である。

79791. 政府法規の第 13340 項にかかわらず、本部門の目的のために、州財政の一般基金から以下の総額と等しい金額がここに充当される。

(a) 元金および利息が支払い満期となった場合、本部門に準拠して発行および販売される公債の元金および利息の支払いに必要な年次合計金額。

(b) 財政年度を考慮せずに充当された、第 79794 項条項の実施のために必要な金額。

79792. 役員会は第 79794 項に準拠して引き出された金額を差し引いて本部門を実行するために、政府法規第 16312 項に基づいて共同投資口座からローンを組むように共同投資役員会に要請する。要請金額は、本部門の実施目的のために委員会の決議により販売を認可した未売却公債の額面を超えない。役員会はローンの取得および返済のために、共同投資役員会により要求された文書を実行する。ローンを受けた金額は、本部門に準拠して配分された基金に預金する。

79793. 本部門の条項あるいは州総合義務公債法にもかかわらず、出納官が公債の利息は連邦税目的で指定条件の総利益から除外される、あるいは連邦の税制優遇が認められているという旨の公債弁護士の意見がある公債を

販売しても、出納官は投資した公債の利益に対して別のアカウントを維持できる。また、出納官はそれら公債の免税状況を維持するために、および本州の基金に代わって連邦法に基づいてその他の利益を得るために連邦法の義務に従って、リベート、罰金の支払い、あるいは連邦法で義務付けられているその他の支払いにそれら収益あるいは収入を直接使ったり、投資およびそれら公債収益の使用に関してその他の行動をとったりできる。

79794. 本部門を実行する目的上、財務ディレクターは本部門を実行する目的で販売するために、一般財源の金額あるいは委員会の認可を得た未販売公債の金額を超えない金額から第 79792 項に準拠して借用した金額以下を引き出すことを認可する。引き出した金額は基金に預金する。本項で利用可能の金額は本項を実施する目的で公債の販売から受け取った収益から、共同投資口座の金額で取得したレートの利子と共に一般財源に戻す。

79795. 本部門に準拠して販売した公債の保険料および未収利息から発生する基金に入金のすべての金額は基金に積み立て、公債利子に対する支出のクレジットとして一般基金に振り替える。

79796. 政府法規第 2 編第 4 部門第 3 部第 4 章 (第 16720 項より開始) に従って、公債発行費用は、あればプレミアムを含め、公債の収益から支払うことができる。発行公債の費用が公債の販売から受け取った保険料から支払われない場合は、これらの費用は適用される公債の販売によって本部門を通して基金供給される各プログラムが比例して供給する。

79797. 本部門に準拠して発行および販売された公債は、州総合義務公債法の一部である、政府法規第 2 編第 4 部門第 3 部第 4 章第 6 条 (第 16780 項より開始) に従って払い戻すことができる。本部門の公債発行に対して州の有権者による承認は、本部門で最初に発行された公債を払い戻すために発行された公債、あるいは以前に発行された払い戻し公債の発行承認が含まれる。

79798. 本部門により認可された公債の販売による収益は California 州憲法第 XIII B 条において使用されている用語の「税金の収益」ではなく、これら収益の支払いはその条項によって課せられる制限の対象にはならない。

California 州の選挙

California 州の法律では、有権者指名公職の候補者はすべて同じ投票用紙に記載されることが義務付けられています。有権者指名の公職とは、州議会公職、合衆国議会公職、そして州憲法公職です。

公開予備選挙および総選挙の両方において、有権者登録用紙に記入選択した党派とは無関係に、任意の立候補者に投票することができます。公開予備選挙では、党派とは無関係に最多投票数の二名の立候補者が総投票数とは無関係に総選挙に出馬します。候補者一人が多数票 (50 パーセント +1) を投票した場合でも、総選挙は実施されます。予備総選挙で一箇所の事務所に対して二名しか立候補者がいない場合でも、その事務所に対する総選挙は要求されます。

California 州の公開予備選挙システムは、米国大統領、郡中央委員会、または、地方公職に立候補する候補者には適用されません。

California 州法では本通知に以下の情報を記載することが義務付けられています。

有権者指名公職

政党は予備選挙の有権者指名公職の候補者を公式に指名できません。予備選挙で有権者指名公職に指名された候補者は州民の候補者であり、総選挙の公式な政党候補者ではありません。有権者指名公職の指名獲得を求める候補者は、投票用紙に支持政党または支持政党なしを記載することができますが、支持政党は候補者による選択であり有権者のみに開示されます。これは、候補者が当該政党から指名されたり支援を受けたことではなく、また、当該政党と候補者間に所属関係があるものでありません。また、有権者によって指名された候補者は政党から公式に指名されたものではありません。政党は、郡投票用紙見本案内冊子に政党から公式に支援を受けた有権者指名公職の候補者の一覧表を載せることができます。

有権者は、有権者指名公職に投票する資格があればその公職のどの候補者にも投票できます。予備選挙の上位得票者二名が有権者指名公職の総選挙に進めます。両候補者が同じ政党を特定した場合でも適用されます。予備選挙での上位得票者二名のうちの一名が当該政党でない限り、総選挙に進む当該政党を支持する候補者を当該政党の候補者とすることはできません。

無党派公職

政党は予備選挙において無党派公職の候補者を指名できません。予備選挙の候補者は総選挙における特定公職の政党の公式指名候補者ではありません。無党公職への指名候補者は投票用紙に政党の支持あるいは不支持を指定できません。予備選挙での上位二位の得票者が無党派公職の総選挙に出馬します。

選挙手続き：最高裁判所裁判官

最高裁判所裁判官および上訴裁判所裁判官に関する詳細情報については、*www.courts.ca.gov* をご覧ください。

California 州法では本通知に以下の情報を記載することが義務付けられています。

California 州憲法によれば、最高裁判所裁判官および上訴裁判所裁判官は有権者による承認が必要です。各裁判官を留任させるか否かについて、「賛成」または「反対」を投票します。これら司法局は政党には属しません。

上訴裁判所裁判官になる前に、州知事は候補者リストを司法公認候補者評価委員会に提出しなければならず、この委員会は公共メンバーと弁護士で構成されています。この委員会は、コミュニティからの意見を踏まえながら候補者の経歴と資格を詳細に検討し、候補者の評価のために州知事に提出します。

州知事は評価委員会の評価を再検討し、公式に候補者を指名しますが、この候補者の資格は司法任命委任委員会により調査および検討される前に公共の意見が条件になります。この委員会は、California 州首席裁判官、California 州法務長官、そして上訴裁判所上級裁判長で構成されています。司法任命委員会は公認候補者を認定するか拒否します。認定されない限り、公認候補者は裁判長にはなれません。

認定に続いて、その裁判長は宣誓し、次の知事選挙で有権者の承認に従い、その後、各任期の満期時の承認に従います。California 州憲法により最高裁判所および上訴裁判所の裁判官の任期は 12 年間です。司法任命委員会により認定される裁判長は次の知事選挙までで、その時点で前任者の任期の残りがあれば、留任するために選挙に立候補することになり、任期の残りは 4 年間または 8 年間となります。(選挙法規第 9083 項)

郡選挙事務所

Alameda 郡
(510) 272-6933 または (510) 272-6973
www.acgov.org/rov

Alpine 郡
(530) 694-2281
www.alpinecountyca.gov

Amador 郡
(209) 223-6465
www.amadorgov.org

Butte 郡
(530) 538-7761 または
(800) 894-7761（Butte 郡のみ）
http://buttevotes.net

Calaveras 郡
(209) 754-6376
www.elections.calaverasgov.us

Colusa 郡
(530) 458-0500 または (877) 458-0501
www.countyofcolusa.org/elections

Contra Costa 郡
(925) 335-7800 または (925) 335-7874
www.cocovote.us

Del Norte 郡
(707) 464-7216
www.co.del-norte.ca.us

El Dorado 郡
(530) 621-7480 または (800) 730-4322
www.edcgov.us/elections

Fresno 郡
(559) 600-VOTE (8683)
www.co.fresno.ca.us/elections

Glenn 郡
(530) 934-6414
www.countyofglenn.net/govt/departments/elections

Humboldt 郡
(707) 445-7481
www.co.humboldt.ca.us/election

Imperial 郡
(760) 482-4226 または (760) 482-4285
www.co.imperial.ca.us/elections

Inyo 郡
(760) 878-0224 または (760) 878-0410
www.inyocounty.us/Recorder/Clerk-Recorder.html

Kern 郡
(661) 868-3590
www.co.kern.ca.us/elections

Kings 郡
(559) 852-4401
www.countyofkings.com

Lake 郡
(707) 263-2372
www.co.lake.ca.us/Government/Directory/Rov.htm

Lassen 郡
(530) 251-8217 または (530) 251-8352
www.lassencounty.org

Los Angeles 郡
(800) 815-2666
www.lavote.net

Madera 郡
(559) 675-7720 または (800) 435-0509
www.madera-county.com

Marin 郡
(415) 473-6456
www.marinvotes.org

Mariposa 郡
(209) 966-2007
www.mariposacounty.org

Mendocino 郡
(707) 234-6819
www.co.mendocino.ca.us/acr

Merced 郡
(209) 385-7541 または (800) 561-0619
www.mercedelections.org

Modoc 郡
(530) 233-6205
www.co.modoc.ca.us

Mono 郡
(760) 932-5537 または (760) 932-5534
www.monocounty.ca.gov

Monterey 郡
(831) 796-1499 または (866) 887-9274
www.montereycountyelections.us

Napa 郡
(707) 253-4321 または (707) 253-4374
www.countyofnapa.org

Nevada 郡
(530) 265-1298
www.mynevadacounty.com/nc/elections

Orange 郡
(714) 567-7600
www.ocvote.com

Placer 郡
(530) 886-5650 または (800) 824-8683
www.placerelections.com

Plumas 郡
(530) 283-6256
www.countyofplumas.com

Riverside 郡
(951) 486-7200
www.voteinfo.net

Sacramento 郡
(916) 875-6451
www.elections.saccounty.net

San Benito 郡
(831) 636-4016 または (877) 777-4017
www.sbcvote.us

San Bernardino 郡
(909) 387-8300
www.sbcountyelections.com

San Diego 郡
(858) 565-5800 または (800) 696-0136
www.sdvote.com

San Francisco 郡
(415) 554-4375
www.sfelections.org

San Joaquin 郡
(209) 468-2885
www.sjcrov.org

San Luis Obispo 郡
(805) 781-5228 または (805) 781-5080
www.slovote.com

San Mateo 郡
(650) 312-5222
www.shapethefuture.org

Santa Barbara 郡
(800) SBC-VOTE または (805) 568-2200
www.sbcvote.com

Santa Clara 郡
(408) 299-VOTE (8683)
www.sccvote.org

Santa Cruz 郡
(831) 454-2060 または (866) 282-5900
www.votescount.com

Shasta 郡
(530) 225-5730
www.elections.co.shasta.ca.us

Sierra 郡
(530) 289-3295
www.sierracounty.ca.gov

Siskiyou 郡
(530) 842-8084 または
(888) 854-2000 内線 8084
www.sisqvotes.org

Solano 郡
(707) 784-6675
www.solanocounty.com/elections

Sonoma 郡
(707) 565-6800 または
(800) 750-VOTE (8683)
vote.sonoma-county.org

Stanislaus 郡
(209) 525-5200
www.stanvote.com

Sutter 郡
(530) 822-7122
www.suttercounty.org/elections

Tehama 郡
(530) 527-8190 または (530) 527-0454
www.co.tehama.ca.us

Trinity 郡
(530) 623-1220
www.trinitycounty.org

Tulare 郡
(559) 624-7300 または (559) 624-7302
www.tularecounty.ca.gov/registrarofvoters

Tuolumne 郡
(209) 533-5570
www.tuolumnecounty.ca.gov

Ventura 郡
(805) 654-2664
venturavote.org

Yolo 郡
(530) 666-8133 または (800) 649-9943
www.yoloelections.org

Yuba 郡
(530) 749-7855
www.yubaelections.org

有権者権利章典

1. 正当な登録済みの投票者であれば、投票用紙で投票する権利があります。

   正当な登録済みの有権者とは、本州に居住しており、18 才以上で、服役中あるいは重罪の有罪判決で仮釈放中ではなく、現住所にて有権者登録をした米国市民を指します。
2. 有権者名簿にお名前が記載されていなくても、暫定投票用紙で投票する権利があります。
3. 投票所が閉まる前に投票所にいて、順番待ちの列で待っている場合は、投票用紙で投票する権利があります。
4. 脅迫されることなく無記名投票する権利があります。
5. 実際に投票する前に、間違いをしたと思われる場合は、新しい投票用紙を受け取る権利があります。

   最終的に投票する前であればいつでも、間違いをしたと思われる場合は、その無効になった投票用紙を新しい投票用紙と交換する権利があります。郵便投票有権者も、選挙日の投票締め切り前に選挙担当官に無効になった投票用紙を返却して、新しい投票用紙を要請し受け取ることができます。
6. 援助なしで投票できない方は、投票用紙で 投票する際に援助を受ける権利があります。
7. 記入済みの郵便投票用紙を郡内のどこの選挙区でも返却する権利があります。
8. 翻訳文書を作成するに足る十分な人数の特定言語の有権者が居る選挙区では、その言語の翻訳文書を請求する権利があります。
9. 選挙の手続きについて質問したり、選挙過程を観察したりする権利があります。

   投票手続きに関して投票区役員会 および選挙担当官に質問して回答を得たり、適切な担当官に案内されたりする権利があります。しかしながら、執拗な質問により担当官の仕事の妨害となる場合は、選挙区役員または選挙担当官が質問への応対を打ち切る場合があります。
10. 選挙違反や不正行為を最寄の選挙担当官や州務長官事務局に通報する権利があります。

上記の有権者の権利を認められなかったと思われる場合や、選挙詐欺あるいは不正に気付いた場合は、州務長官機密保持フリーダイヤル有権者ホットライン (800) 339-2957 までお電話ください。

有権者登録宣誓書に記載されている個人情報は、投票用紙に記載される投票所の場所、問題および候補者など投票手続きに関する公式情報を選挙担当者が有権者に郵送する際に利用されます。有権者登録情報を商業目的に使用することは法律で禁止されており、軽犯罪になります。有権者情報は , 州務長官の判断により , 公職候補者、投票法案委員会、選挙関係者、学術者、ジャーナリスト、政治関係者、あるいは政府目的に提供される場合があります。運転免許証番号、社会保障番号、有権者登録カードに表示されている署名は、これらの目的で公表されることはありません。有権者情報の使用に関するお問い合わせ、または当該情報の不正使用の疑いについて通報したい場合は、州務長官有権者ホットライン (800) 339-2957 までお電話ください。

生死に関わる状況下におかれている特別な有権者は秘密保持有権者の資格があります。詳細情報については、州務長官の Safe at Home プログラムのフリーダイヤル (877) 322-5227 までお問い合わせいただくか、または *www.sos.ca.gov.* をご覧ください。

California Secretary of State
Elections Division
1500 11th Street
Sacramento, CA 95814

NONPROFIT
U.S. POSTAGE
PAID
CALIFORNIA
SECRETARY OF STATE

OFFICIAL ELECTION MAIL
Authorized by the U.S. Postal Service ®

補足

本ガイドには第 1 版投票ガイドが印刷された後に投票用紙に追加された、提案 1 に関する情報が記載されています。

CALIFORNIA 州総選挙

www.voterguide.sos.ca.gov

For additional copies of the Voter Information Guide in English, please contact your county elections office or call (800) 345-VOTE (8683). For TTY/TDD, call (800) 833-8683.

Para obtener copias adicionales de la Guía de Información para el Votante en español, póngase en contacto con la oficina electoral de su condado o llame al (800) 232-VOTA (8682).

如需索取額外的中文選民資訊指南，請與您的縣立選舉辦事處聯繫或致電(800) 339-2857。

हिन्दी में मतदाता जानकारी मार्गदर्शिका की अतिरिक्त प्रतियां प्राप्त करने के लिए, कृपया अपने काउंटी चुनाव कार्यालय से संपर्क करें या इस नंबर पर फ़ोन करें (888) 345-2692।

投票情報ガイドの日本語版をご希望の場合は、最寄の郡選挙事務所にお問い合わせになるか (800) 339-2865にお電話ください。

公式投票情報ガイド

投票登録最終日
2014 年 10 月 20 日、月曜日

投票をお忘れなく！
2014 年 11 月 4 日、火曜日
投票所の受付時間は午前 7 時から午後 8 時です。

សំរាប់សំណៅបន្ថែម នៃព័ត៌មានណែនាំអ្នកបោះឆ្នោត ជាភាសាខ្មែរ សូមទាក់ទងការិយាល័យបោះឆ្នោត ខោនធីរបស់អ្នក ឬទូរស័ព្ទ (888) 345-4917។

한국어로 된 유권자 정보 지침의 사본이 추가로 필요할 경우 해당 카운티 선거관리 사무실로 연락하거나 다음 번호로 전화하십시오: (866) 575-1558

Para sa mga karagdagang kopya ng Patnubay na Impormasyon Para sa Botante sa Tagalog, mangyaring makipag-ugnayan sa opisina sa mga halalan ng inyong county o tumawag sa (800) 339-2957.

สำหรับสำเนาเพิ่มเติมของคู่มือสำหรับผู้ออกเสียงเลือกตั้งเป็นภาษาไทย กรุณาติดต่อสำนักงานการเลือกตั้งประจำเทศมณฑลของคุณ หรือโทรศัพท์ถึง (855) 345-3933

Muốn có thêm Tập Hướng Dẫn Cử Tri bằng Việt Ngữ, xin liên lạc với văn phòng bầu cử quận của quý vị hoặc gọi số (800) 339-8163.

選挙費用を削減するため、州は有権者の住居に 1 冊のみ郵送します。

JAPANESE

OSP 14 135002